

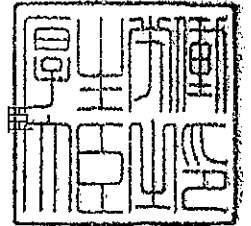
大

別添

厚生労働省発統1010第1号  
平成24年10月10日

総務大臣殿

厚生労働大



基幹統計調査の変更について（申請）

下記調査の変更について、統計法（平成19年法律第53号）第11条第1項に基づく承認を受けたいので、別紙申請事項記載書に関係書類を添えて、申請します。

記

国民生活基礎調査

主管部課	厚生労働省大臣官房統計情報部 人口動態・保健社会統計課世帯統計室
事務担当者	佐々木 朋子 電話：03-3595-2974



## 申請事項記載書

1 調査の名称  
国民生活基礎調査

2 変更の内容

変更事項	現行事項	変更理由
<p>1 調査の名称 国民生活基礎調査 (3年ごとの大規模な調査(以下「大規模調査」という。) 及びその中間年の簡易な調査(以下「簡易調査」という。) から構成される。)</p> <p>2 調査の目的 本調査は、保健、医療、福祉、年金、所得等国民生活の基 礎的事項を調査し、厚生労働省の所掌事務に関する政策の企 画及び立案に必要な基礎資料を得るとともに、各種調査の調 査客体を抽出するための親標本を設定することを目的とす る。</p> <p>3 調査対象の範囲 (1) 地域的範囲 全国</p> <p>(2) 属性的範囲 世帯及び世帯員</p> <p>4 報告を求める者 (1) 数 ア 大規模調査</p>	<p>1 調査の名称 国民生活基礎調査 (3年ごとの大規模な調査(以下「大規模調査」という。) 及びその中間年の簡易な調査(以下「簡易調査」という。) から構成される。)</p> <p>2 調査の目的 本調査は、保健、医療、福祉、年金、所得等国民生活の基 礎的事項を調査し、厚生労働省の所掌事務に関する政策の企 画及び立案に必要な基礎資料を得るとともに、各種調査の調 査客体を抽出するための親標本を設定することを目的とす る。</p> <p>3 調査対象の範囲 (1) 地域的範囲 全国 <u>ただし、平成24年の簡易調査においては、東日本大震災 の影響により、福島県の全域を除く。</u></p> <p>(2) 属性的範囲 世帯及び世帯員</p> <p>4 報告を求める者 (1) 数 ア 大規模調査</p>	<p>福島県は調査対象地域 に復帰</p>

<p>① 世帯票・健康票 約27万7千世帯(約71万6千人) (母集団約5,195万1千世帯(約1億2,805万7千人))</p> <p>② 介護票 約6千人(母集団約71万6千人)</p> <p>③ 所得票・貯蓄票 約5万世帯(約13万人) (母集団約27万7千世帯(約71万6千人))</p> <p>イ 簡易調査</p> <p>① 世帯票 約5万5千世帯(約14万4千人) (母集団約5,195万1千世帯(約1億2,805万7千人))</p> <p>② 所得票 約1万3千世帯(約3万3千人) (母集団約5万5千世帯(約14万4千人))</p> <p>(2) 選定の方法 (□全数 ■無作為抽出 □有意抽出)</p> <p>ア 大規模調査</p> <p>① 世帯票・健康票 平成22年国勢調査調査区から層化無作為抽出した5,530地区内のすべての世帯及び世帯員</p> <p>② 介護票 世帯票及び健康票の対象地区から層化無作為抽出した2,500地区内のすべての介護保険法(平成9年法律第123号)に基づく要介護者及び要支援者</p> <p>③ 所得票・貯蓄票 世帯票及び健康票の対象地区内に、1単位区おおむね30世帯以下となるよう設定した単位区から層化無作為抽出した2,000単位区内のすべての世帯及び世帯員(ただし、介護票の対象地区は抽出の対象から除く)</p> <p>イ 簡易調査</p>	<p>① 世帯票・健康票 約27万6千世帯(約72万5千人) (母集団約4,956万6千世帯(約1億2,776万8千人))</p> <p>② 介護票 約6千人(母集団約72万5千人)</p> <p>③ 所得票・貯蓄票 約5万世帯(約13万2千人) (母集団約27万6千世帯(約72万5千人))</p> <p>イ 簡易調査</p> <p>① 世帯票 約5万5千世帯(約14万4千人) (母集団約5,195万1千世帯(約1億2,805万7千人))</p> <p>② 所得票 約1万3千世帯(約3万3千人) (母集団約5万5千世帯(約14万4千人))</p> <p>(2) 選定の方法 (□全数 ■無作為抽出 □有意抽出)</p> <p>ア 大規模調査</p> <p>① 世帯票・健康票 平成17年国勢調査調査区から層化無作為抽出した5,510地区内のすべての世帯及び世帯員</p> <p>② 介護票 世帯票及び健康票の対象地区から層化無作為抽出した2,500地区内のすべての介護保険法(平成9年法律第123号)に基づく要介護者及び要支援者</p> <p>③ 所得票・貯蓄票 世帯票及び健康票の対象地区内に、1単位区おおむね30世帯以下となるよう設定した単位区から層化無作為抽出した2,000単位区内のすべての世帯及び世帯員(ただし、介護票の対象地区は抽出の対象から除く)</p> <p>イ 簡易調査</p>	<p>平成22年国勢調査の数値に更新。</p> <p>平成24年4月より熊本市が政令指定都市となり、結果を地域別に表章するため。</p>
-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	----------------------------------------------------------------------

① 世帯票 平成22年国勢調査調査区から層化無作為抽出した1,102地区内のすべての世帯及び世帯員。

なお、平成24年調査においては、東日本大震災の影響により、福島県内の調査区を抽出対象から除外するとともに、岩手県及び宮城県については、沿岸部市町村（注）の調査区が抽出された場合は、調査実施の可否を確認し、不可能な場合は代替調査区を抽出する。

（注）岩手県： 大船渡市、陸前高田市、釜石市、宮古市、岩泉町、大槌町、田野畑村、野田村

宮城県： 仙台市宮城野区及び若林区、気仙沼市、石巻市、東松島市、塩釜市、多賀城市、名取市、岩沼市、南三陸町、女川町、七ヶ浜町、亘理町、山元町

② 所得票 世帯票の対象地区内に、1単位区おおむね30世帯以下となるよう設定した単位区から層化無作為抽出した500単位区内のすべての世帯及び世帯員。

（3）報告義務者

報告義務者は次のとおりである。なお、健康票、介護票及び貯蓄票については大規模調査のみ行う。

世帯票及び貯蓄票については世帯主（世帯主が報告できないときは、その他の世帯員）が、健康票及び所得票については世帯員が、介護票については介護保険法に基づく要介護者又は要支援者（要介護者又は要支援者が報告できないときは、その他の世帯員）がそれぞれ報告しなければならない。

5 報告を求める事項及びその基準となる期日又は期間

（1）報告を求める事項（詳細は調査票を参照）

① 世帯票 平成22年国勢調査調査区から層化無作為抽出した1,102地区内のすべての世帯及び世帯員。

なお、平成24年調査においては、東日本大震災の影響により、福島県内の調査区を抽出対象から除外するとともに、岩手県及び宮城県については、沿岸部市町村（注）の調査区が抽出された場合は、調査実施の可否を確認し、不可能な場合は代替調査区を抽出する。

（注）岩手県： 大船渡市、陸前高田市、釜石市、宮古市、岩泉町、大槌町、田野畑村、野田村

宮城県： 仙台市宮城野区及び若林区、気仙沼市、石巻市、東松島市、塩釜市、多賀城市、名取市、岩沼市、南三陸町、女川町、七ヶ浜町、亘理町、山元町

② 所得票 世帯票の対象地区内に、1単位区おおむね30世帯以下となるよう設定した単位区から層化無作為抽出した500単位区内のすべての世帯及び世帯員。

（3）報告義務者

報告義務者は次のとおりである。なお、健康票、介護票及び貯蓄票については大規模調査のみ行う。

世帯票及び貯蓄票については世帯主（世帯主が報告できないときは、その他の世帯員）が、健康票及び所得票については世帯員が、介護票については介護保険法に基づく要介護者又は要支援者（要介護者又は要支援者が報告できないときは、その他の世帯員）がそれぞれ報告しなければならない。

5 報告を求める事項及びその基準となる期日又は期間

（1）報告を求める事項（詳細は調査票を参照）

厚生労働大臣が別に定める調査票（大規模調査は世帯票（別紙様式第1号）、健康票（別紙様式第2号）、介護票（別紙様式第3号）、所得票（別紙様式第4号）及び貯蓄票（別紙様式第5号）、簡易調査は世帯票（別紙様式第6号）及び所得票（別紙様式第7号）により、次のとおり行う。

ア 大規模調査

① 世帯票

一 世帯に係る事項

- (ア) 世帯員数等
- (イ) 世帯を離れている方の状況
- (ウ) 住居の種類
- (エ) 室数及び床面積
- (オ) 5月中の家計支出総額等

二 世帯員に係る事項

- (ア) 最多所得者
- (イ) 世帯主との続柄
- (ウ) 性
- (エ) 出生年月
- (オ) 配偶者（夫又は妻）の有無
- (カ) 医療保険の加入状況
- (キ) 公的年金・恩給の受給状況
- (ク) 乳幼児（小学校入学前）の保育状況（小学校入学前の者のみ）
- (ケ) 手助けや見守りの要否等（6歳以上の者のみ）
- (コ) 教育（15歳以上の者のみ）
- (サ) 公的年金の加入状況（15歳以上の者のみ）
- (シ) 別居している子の有無等（15歳以上の者のみ）
- (ス) 5月中の仕事の状況（15歳以上の者のみ）
- (セ) 1週間の就業日数等（15歳以上の者のみ）
- (ソ) 就業開始時期（15歳以上の者のみ）

厚生労働大臣が別に定める調査票（大規模調査は世帯票（別紙様式第1号）、健康票（別紙様式第2号）、介護票（別紙様式第3号）、所得票（別紙様式第4号）及び貯蓄票（別紙様式第5号）、簡易調査は世帯票（別紙様式第6号）及び所得票（別紙様式第7号）により、次のとおり行う。

ア 大規模調査

① 世帯票

一 世帯に係る事項

- (ア) 世帯員数等
- (イ) 世帯を離れている方の状況
- (ウ) 住居の種類
- (エ) 室数及び床面積
- (オ) 5月中の家計支出総額等

二 世帯員に係る事項

- (ア) 最多所得者
- (イ) 世帯主との続柄
- (ウ) 性
- (エ) 出生年月
- (オ) 配偶者（夫又は妻）の有無
- (カ) 医療保険の加入状況
- (キ) 公的年金・恩給の受給状況
- (ク) 乳幼児（小学校入学前）の保育状況（小学校入学前の者のみ）
- (ケ) 手助けや見守りの要否等（6歳以上の者のみ）
- (コ) 教育（15歳以上の者のみ）
- (サ) 公的年金の加入状況（15歳以上の者のみ）
- (シ) 別居している子の有無等（15歳以上の者のみ）
- (ス) 5月中の仕事の状況（15歳以上の者のみ）
- (セ) 1週間の就業日数等（15歳以上の者のみ）
- (ソ) 就業開始時期（15歳以上の者のみ）

<p>(タ) 仕事の内容(職業分類)(15歳以上の者のみ)</p> <p>(チ) 勤めか自営かの別等(15歳以上の者のみ)</p> <p>(ツ) 就業希望の有無等(15歳以上の者のみ)</p> <p>② 健康票</p> <p>(ア) 性</p> <p>(イ) 出生年月</p> <p>(ウ) 入院・入所の状況</p> <p>(エ) 自覚症状の有無、その症状及び治療状況</p> <p>(オ) 通院・通所の状況・傷病名</p> <hr/> <p>(カ) 日常生活への影響(6歳以上の者のみ)</p> <p>(キ) 普段の活動ができなかった日数(6歳以上の者のみ)</p> <p>(ク) 健康状態(6歳以上の者のみ)</p> <p>(ケ) 悩みストレスの有無・原因・相談状況(12歳以上の者のみ)</p> <p>(コ) 平均睡眠時間(12歳以上の者のみ)</p> <p>(サ) 休養充足度(12歳以上の者のみ)</p> <p>(シ) こころの状態(12歳以上の者のみ)</p> <p>(ス) 飲酒の状況(20歳以上の者のみ)</p> <p>(セ) 喫煙の状況(20歳以上の者のみ)</p> <p>(ソ) 健康のため実行している事柄(20歳以上の者のみ)</p> <hr/> <p>(タ) 健診等の受診状況(20歳以上の者のみ)</p> <p>(チ) がん検診の状況(20歳以上の者のみ)</p> <p>③ 介護票</p> <p>(ア) 調査票の回答者</p> <p>(イ) 介護が必要な者の性別と出生年月</p> <p>(ウ) 要介護度の状況</p> <p>(エ) 介護が必要となった原因</p>	<p>(タ) 仕事の内容(職業分類)(15歳以上の者のみ)</p> <p>(チ) 勤めか自営かの別等(15歳以上の者のみ)</p> <p>(ツ) 就業希望の有無等(15歳以上の者のみ)</p> <p>② 健康票</p> <p>(ア) 性</p> <p>(イ) 出生年月</p> <p>(ウ) 入院・入所の状況</p> <p>(エ) 自覚症状の有無、その症状及び治療状況</p> <p>(オ) 通院・通所の状況・傷病名</p> <p>(カ) 病気やけが、予防で支払った費用</p> <p>(キ) 日常生活への影響(6歳以上の者のみ)</p> <p>(ク) 普段の活動ができなかった日数(6歳以上の者のみ)</p> <p>(ケ) 健康状態(6歳以上の者のみ)</p> <p>(コ) 悩みストレスの有無・原因・相談状況(12歳以上の者のみ)</p> <hr/> <p>(サ) こころの状態(12歳以上の者のみ)</p> <p>(シ) 喫煙の状況(12歳以上の者のみ)</p> <hr/> <p>(ス) 健診等の受診状況(20歳以上の者のみ)</p> <p>(セ) がん検診の状況(20歳以上の者のみ)</p> <p>③ 介護票</p> <p>(ア) 調査票の回答者</p> <p>(イ) 介護が必要な者の性別と出生年月</p> <p>(ウ) 要介護度の状況</p> <p>(エ) 介護が必要となった原因</p>	<p>記入者負担軽減のため削除。</p> <p>生活習慣病対策の基礎資料として追加。((コ)、(サ)、(ス)、(ソ))</p> <p>未成年者の喫煙の状況は政策担当部局が把握するため変更。</p>
--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	----------------------------------------------------------------------------------------------------

<p>(オ) 主な介護者の介護時間  (カ) 主な介護者以外の介護者の状況</p> <p>(キ) 家族・親族等と訪問介護事業者による主な介護内容  (ク) 介護サービスの利用状況  (ケ) 介護サービスの費用</p> <p>(コ) 介護費用の負担力  (サ) 介護サービスを受けていない理由</p> <p>(シ) 65歳以上の介護保険被保険者（第1号被保険者）における介護保険料所得段階</p> <p>④ 所得票  (ア) 性  (イ) 出生年月  (ウ) 所得の種類別金額  (エ) 課税等の状況別金額  (オ) 企業年金・個人年金等の掛金  (カ) 生活意識の状況（世帯主又は世帯を代表する者のみ）</p> <p>⑤ 貯蓄票  (ア) 貯蓄現在高  (イ) 貯蓄現在高の増減及び減った場合の金額及び理由  (ウ) 借入金残高</p> <p>イ 簡易調査  ① 世帯票  一 世帯に係る事項  (ア) 世帯員数等  (イ) 5月中の家計支出総額  二 世帯員に係る事項</p>	<p>(オ) 居宅サービスの利用状況  (カ) 介護保険によるサービスを受けていない理由  (キ) 主な介護者の介護時間</p> <p>(ク) 主な介護者以外の介護者の状況  (ケ) 家族・親族等と訪問介護事業者による主な介護内容  (コ) 居宅サービスの費用  (サ) 65歳以上の介護保険被保険者（第1号被保険者）における介護保険料所得段階  (シ) 介護費用の負担力</p> <p>④ 所得票  (ア) 性  (イ) 出生年月  (ウ) 所得の種類別金額  (エ) 課税等の状況別金額  (オ) 企業年金・個人年金等の掛金  (カ) 生活意識の状況（世帯主又は世帯を代表する者のみ）</p> <p>⑤ 貯蓄票  (ア) 貯蓄現在高  (イ) 貯蓄現在高の増減及び減った場合の金額及び理由  (ウ) 借入金残高</p> <p>イ 簡易調査  ① 世帯票  一 世帯に係る事項  (ア) 世帯員数等  (イ) 5月中の家計支出総額  二 世帯員に係る事項</p>	<p>介護票全般の記入状況の改善を図るため、調査項目を入れ替える。（(オ)以降）</p> <p>調査票に合わせて名称を変更。（(ク)、(ケ)）</p> <p>回答者の記入を適切に促すため、名称を変更。（(サ)）</p>
---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------

- (ア) 最多所得者
- (イ) 世帯主との続柄
- (ウ) 性
- (エ) 出生年月
- (オ) 配偶者（夫又は妻）の有無
- (カ) 医療保険の加入状況
- (キ) 傷病の状況
- (ク) 公的年金・恩給の受給状況
- (ケ) 教育（15歳以上の者のみ）
- (コ) 公的年金の加入状況（15歳以上の者のみ）
- (サ) 5月中の仕事の状況（15歳以上の者のみ）
- (シ) 勤めか自営かの別等（15歳以上の者のみ）

② 所得票

- (ア) 性
- (イ) 出生年月
- (ウ) 所得の種類別金額
- (エ) 課税等の状況別金額
- (オ) 企業年金・個人年金等の掛金
- (カ) 生活意識の状況（世帯主又は世帯を代表する者のみ）

(2) 基準となる期日又は期間

基準となる主な事項の期日又は期間は次のとおりである。

ア 大規模調査

- ① 世帯票・健康票・介護票 調査実施年の6月の第1又は第2木曜日現在
  - ② 所得票 調査実施年の前年の1月1日から12月31日
  - ③ 貯蓄票 調査実施年の6月末日現在
- イ 簡易調査

- (ア) 最多所得者
- (イ) 世帯主との続柄
- (ウ) 性
- (エ) 出生年月
- (オ) 配偶者（夫又は妻）の有無
- (カ) 医療保険の加入状況
- (キ) 傷病の状況
- (ク) 公的年金・恩給の受給状況
- (ケ) 教育（15歳以上の者のみ）
- (コ) 公的年金の加入状況（15歳以上の者のみ）
- (サ) 5月中の仕事の状況（15歳以上の者のみ）
- (シ) 勤めか自営かの別等（15歳以上の者のみ）

② 所得票

- (ア) 性
- (イ) 出生年月
- (ウ) 所得の種類別金額
- (エ) 課税等の状況別金額
- (オ) 企業年金・個人年金等の掛金
- (カ) 生活意識の状況（世帯主又は世帯を代表する者のみ）

(2) 基準となる期日又は期間

基準となる主な事項の期日又は期間は次のとおりである。

ア 大規模調査

- ① 世帯票・健康票・介護票 調査実施年の6月の第1又は第2木曜日現在
  - ② 所得票 調査実施年の前年の1月1日から12月31日
  - ③ 貯蓄票 調査実施年の6月末日現在
- イ 簡易調査



① 世帯票 調査実施年の6月の第1又は第2木曜日現在

② 所得票 調査実施年の前年の1月1日から12月31日

6 報告を求めるために用いる方法

(1) 調査組織

調査組織は次のとおりである。なお、健康票、介護票及び貯蓄票については大規模調査のみ行う。

ア 世帯票・健康票・介護票

厚生労働省－都道府県－保健所－指導員－調査員－世帯  
保健所設置市  
特別区

イ 所得票・貯蓄票

厚生労働省－都道府県－福祉事務所－指導員－調査員－世帯  
市・特別区及び  
福祉事務所を設  
置する町村

(2) 調査方法 (  調査員調査  郵送調査  オンライン調査  その他 ( ) )

調査方法は次のとおりである。なお、健康票、介護票及び貯蓄票については大規模調査のみ行う。

ア 指導員及び調査員

① 国民生活基礎調査の事務に従事させるため、統計法(平成19年法律第53号)第14条に規定する統計調査員として、都道府県及び保健所を設置する市(区)に設置される者は、次の②から⑤のいずれかの事務を適正に行う能力を有する者(次の各号に掲げる者を除く。)とする。

一 国税徴収法(昭和34年法律第147号)第2条第11号に規定する徴収職員又は地方税法(昭和25年法律第226号)第1条第1項第3号に規定す

① 世帯票 調査実施年の6月の第1又は第2木曜日現在

② 所得票 調査実施年の前年の1月1日から12月31日

6 報告を求めるために用いる方法

(1) 調査組織

調査組織は次のとおりである。なお、健康票、介護票及び貯蓄票については大規模調査のみ行う。

ア 世帯票・健康票・介護票

厚生労働省－都道府県－保健所－指導員－調査員－世帯  
保健所設置市  
特別区

イ 所得票・貯蓄票

厚生労働省－都道府県－福祉事務所－指導員－調査員－世帯  
市・特別区及び  
福祉事務所を設  
置する町村

(2) 調査方法 (  調査員調査  郵送調査  オンライン調査  その他 ( ) )

調査方法は次のとおりである。なお、健康票、介護票及び貯蓄票については大規模調査のみ行う。

ア 指導員及び調査員

① 国民生活基礎調査の事務に従事させるため、統計法(平成19年法律第53号)第14条に規定する統計調査員として、都道府県及び保健所を設置する市(区)に設置される者は、次の②から⑤のいずれかの事務を適正に行う能力を有する者(次の各号に掲げる者を除く。)とする。

一 国税徴収法(昭和34年法律第147号)第2条第11号に規定する徴収職員又は地方税法(昭和25年法律第226号)第1条第1項第3号に規定す

る徴税吏員

二 警察法（昭和29年法律第162号）第34条第1項に規定する警察官又は同法第55条第1項に規定する警察官

- ② 指導員は、保健所長の指導を受けて、調査員に対する指導、世帯票、健康票及び介護票の検査、調査世帯名簿その他の付属書類の検査並びにこれらに附帯する事務を行う。
- ③ 調査員は、保健所長及び指導員の指導を受けて、世帯票、健康票及び介護票の配布、収集、審査並びに単位区の設定、調査地区要図及び厚生労働大臣が定める調査世帯名簿の作成その他本調査に関する事務を行う。
- ④ 指導員は、福祉事務所長の指導を受けて、調査員に対する指導、所得票及び貯蓄票の検査、調査世帯名簿その他の付属書類の検査並びにこれらに附帯する事務を行う。
- ⑤ 調査員は、福祉事務所長及び指導員の指導を受けて、所得票及び貯蓄票の配布、収集、審査その他本調査に関する事務を行う。
- ⑥ 指導員及び調査員の設置は、次の各号に定めるところにより行うものとする。
  - 一 指導員は、都道府県知事（指定都市にあっては、市長）が設置する。
  - 二 保健所長を通じて実施する調査の事務に従事する調査員は、都道府県知事（保健所を設置する市（区）にあっては、市（区）長）が設置する。
  - 三 福祉事務所長を通じて実施する調査の事務に従事する調査員は、都道府県知事（指定都市又は中核市にあっては、市長）が設置する。

イ 調査の方法

調査員（特別の事情による場合は指導員）があらかじめ

る徴税吏員

二 警察法（昭和29年法律第162号）第34条第1項に規定する警察官又は同法第55条第1項に規定する警察官

- ② 指導員は、保健所長の指導を受けて、調査員に対する指導、世帯票、健康票及び介護票の検査、調査世帯名簿その他の付属書類の検査並びにこれらに附帯する事務を行う。
- ③ 調査員は、保健所長及び指導員の指導を受けて、世帯票、健康票及び介護票の配布、収集、審査並びに単位区の設定、調査地区要図及び厚生労働大臣が定める調査世帯名簿の作成その他本調査に関する事務を行う。
- ④ 指導員は、福祉事務所長の指導を受けて、調査員に対する指導、所得票及び貯蓄票の検査、調査世帯名簿その他の付属書類の検査並びにこれらに附帯する事務を行う。
- ⑤ 調査員は、福祉事務所長及び指導員の指導を受けて、所得票及び貯蓄票の配布、収集、審査その他本調査に関する事務を行う。
- ⑥ 指導員及び調査員の設置は、次の各号に定めるところにより行うものとする。
  - 一 指導員は、都道府県知事（指定都市にあっては、市長）が設置する。
  - 二 保健所長を通じて実施する調査の事務に従事する調査員は、都道府県知事（保健所を設置する市（区）にあっては、市（区）長）が設置する。
  - 三 福祉事務所長を通じて実施する調査の事務に従事する調査員は、都道府県知事（指定都市又は中核市にあっては、市長）が設置する。

イ 調査の方法

調査員（特別の事情による場合は指導員）があらかじめ

め配布した調査票に世帯員自らが記入し、後日、調査員（特別の事情による場合は指導員）が回収する方法により行う。この場合、貯蓄票については、密封回収とする。

また、所得票については、やむを得ない場合のみ密封回収とする。

ウ 調査票等の提出

- ① 保健所長は、調査員及び指導員から提出された世帯票、健康票及び介護票、調査世帯名簿その他の付属書類を審査整理し、都道府県知事に対しその定める期限までに提出しなければならない。ただし、保健所を設置する市（区）の保健所長にあっては、市（区）長に対しその定める期限までに提出するものとする。
- ② 保健所を設置する市（区）の市（区）長は、前記①のただし書の規定により提出された調査票及び調査世帯名簿その他の付属書類を整理し、都道府県知事に対しその定める期限までに提出しなければならない。
- ③ 福祉事務所長は、調査員及び指導員から提出された所得票及び貯蓄票、調査世帯名簿その他の付属書類を審査整理し、都道府県知事に対しその定める期限までに提出しなければならない。ただし、市（区）の福祉事務所長にあっては市（区）長に、福祉事務所を設置する町村の福祉事務所長にあっては町村長に対しその定める期限までに提出するものとする。
- ④ 市（区）長及び福祉事務所を設置する町村の町村長は、前記③のただし書の規定により提出された調査票及び調査世帯名簿その他の付属書類を整理し、都道府県知事に対しその定める期限までに提出しなければならない。
- ⑤ 都道府県知事は、前記①から④により提出された調査票及び調査世帯名簿その他の付属書類を審査整理

め配布した調査票に世帯員自らが記入し、後日、調査員（特別の事情による場合は指導員）が回収する方法により行う。この場合、健康票及び貯蓄票については、密封回収とする。

また、所得票については、やむを得ない場合のみ密封回収とする。

ウ 調査票等の提出

- ① 保健所長は、調査員及び指導員から提出された世帯票、健康票及び介護票、調査世帯名簿その他の付属書類を審査整理し、都道府県知事に対しその定める期限までに提出しなければならない。ただし、保健所を設置する市（区）の保健所長にあっては、市（区）長に対しその定める期限までに提出するものとする。
- ② 保健所を設置する市（区）の市（区）長は、前記①のただし書の規定により提出された調査票及び調査世帯名簿その他の付属書類を整理し、都道府県知事に対しその定める期限までに提出しなければならない。
- ③ 福祉事務所長は、調査員及び指導員から提出された所得票及び貯蓄票、調査世帯名簿その他の付属書類を審査整理し、都道府県知事に対しその定める期限までに提出しなければならない。ただし、市（区）の福祉事務所長にあっては市（区）長に、福祉事務所を設置する町村の福祉事務所長にあっては町村長に対しその定める期限までに提出するものとする。
- ④ 市（区）長及び福祉事務所を設置する町村の町村長は、前記③のただし書の規定により提出された調査票及び調査世帯名簿その他の付属書類を整理し、都道府県知事に対しその定める期限までに提出しなければならない。
- ⑤ 都道府県知事は、前記①から④により提出された調査票及び調査世帯名簿その他の付属書類を審査整理

喫煙の状況を20歳以上に変更し、密封回収を中止する。

し、厚生労働大臣に対しその定める期限までに提出しなければならない。

## 7 報告を求める期間

### (1) 調査の周期

毎年（3年ごとに大規模調査を実施し、中間年に簡易調査を実施する）。

### (2) 調査の実施期間又は調査票の提出期限

#### ア 大規模調査

##### ① 調査票の配布

調査員及び指導員は、調査期日までに、各世帯に調査票を配布する。

調査期日は、世帯票、健康票及び介護票については、調査実施年の6月の第1又は第2木曜日とし、所得票及び貯蓄票については、調査実施年の7月の第2又は第3木曜日とする（具体的な期日は、調査実施年ごとに厚生労働大臣が定める。）。

##### ② 調査票の提出期限

調査員及び指導員は、各世帯から調査票を回収し、それぞれ定められた期日までに保健所長又は福祉事務所長に提出する（経由機関の詳細については、前記6(2)ウのとおりである。）。

なお、都道府県知事から厚生労働大臣への調査票の提出期限は、世帯票、健康票及び介護票については、調査実施年の7月中旬とし、所得票及び貯蓄票については、調査実施年の8月中旬とする（具体的な期限は、調査実施年ごとに厚生労働大臣が定める。）。

#### イ 簡易調査

##### ① 調査票の配布

調査員及び指導員は、調査期日までに、各世帯に調査票を配布する。

し、厚生労働大臣に対しその定める期限までに提出しなければならない。

## 7 報告を求める期間

### (1) 調査の周期

毎年（3年ごとに大規模調査を実施し、中間年に簡易調査を実施する）。

### (2) 調査の実施期間又は調査票の提出期限

#### ア 大規模調査

##### ① 調査票の配布

調査員及び指導員は、調査期日までに、各世帯に調査票を配布する。

調査期日は、世帯票、健康票及び介護票については、調査実施年の6月の第1又は第2木曜日とし、所得票及び貯蓄票については、調査実施年の7月の第2又は第3木曜日とする（具体的な期日は、調査実施年ごとに厚生労働大臣が定める。）。

##### ② 調査票の提出期限

調査員及び指導員は、各世帯から調査票を回収し、それぞれ定められた期日までに保健所長又は福祉事務所長に提出する（経由機関の詳細については、前記6(2)ウのとおりである。）。

なお、都道府県知事から厚生労働大臣への調査票の提出期限は、世帯票、健康票及び介護票については、調査実施年の7月中旬とし、所得票及び貯蓄票については、調査実施年の8月中旬とする（具体的な期限は、調査実施年ごとに厚生労働大臣が定める。）。

#### イ 簡易調査

##### ① 調査票の配布

調査員及び指導員は、調査期日までに、各世帯に調査票を配布する。

<p>調査期日は、世帯票については、調査実施年の6月の第1又は第2木曜日とし、所得票については、調査実施年の7月の第2又は第3木曜日とする（具体的な期日は、調査実施年ごとに厚生労働大臣が定める。）。</p> <p>② 調査票の提出期限 調査員及び指導員は、各世帯から調査票を回収し、それぞれ定められた期日までに保健所長又は福祉事務所長に提出する（経由機関の詳細については、前記6（2）ウのとおりである。）。</p> <p>なお、都道府県知事から厚生労働大臣への調査票の提出期限は、世帯票については、調査実施年の7月中旬とし、所得票については、調査実施年の8月中旬とする（具体的な期限は、調査実施年ごとに厚生労働大臣が定める。）。</p> <p>8 集計事項 国民生活基礎調査結果表一覧に掲げる事項とする。</p> <p>9 調査結果の公表の方法及び期日 調査実施翌年の7月頃から順次インターネットに掲載するとともに、所定の報告書を刊行する。</p> <p>10 使用する統計基準 大規模調査の際は、集計結果の表章等において、日本標準職業分類の大分類を使用する。</p> <p>なお、健康票において、通院中の傷病名の報告を求めているが、疾病、傷害及び死因の統計分類にのっとった分類名を一般の世帯に対して、自計方式で報告させることは困難であるため、同分類は使用しない。</p> <p>11 調査票情報の保存期間及び保存責任者 厚生労働省大臣官房統計情報部企画課長、<u>人口動態・保健社会統計課世帯統計室長</u>及び都道府県知事は、それぞれ、作</p>	<p>調査期日は、世帯票については、調査実施年の6月の第1又は第2木曜日とし、所得票については、調査実施年の7月の第2又は第3木曜日とする（具体的な期日は、調査実施年ごとに厚生労働大臣が定める。）。</p> <p>② 調査票の提出期限 調査員及び指導員は、各世帯から調査票を回収し、それぞれ定められた期日までに保健所長又は福祉事務所長に提出する（経由機関の詳細については、前記6（2）ウのとおりである。）。</p> <p>なお、都道府県知事から厚生労働大臣への調査票の提出期限は、世帯票については、調査実施年の7月中旬とし、所得票については、調査実施年の8月中旬とする（具体的な期限は、調査実施年ごとに厚生労働大臣が定める。）。</p> <p>8 集計事項 国民生活基礎調査結果表一覧に掲げる事項とする。</p> <p>9 調査結果の公表の方法及び期日 調査実施翌年の7月頃から順次インターネットに掲載するとともに、所定の報告書を刊行する。</p> <p>10 使用する統計基準 大規模調査の際は、集計結果の表章等において、日本標準職業分類の大分類を使用する。</p> <p>なお、健康票において、通院中の傷病名の報告を求めているが、疾病、傷害及び死因の統計分類にのっとった分類名を一般の世帯に対して、自計方式で報告させることは困難であるため、同分類は使用しない。</p> <p>11 調査票情報の保存期間及び保存責任者 厚生労働省大臣官房統計情報部長及び都道府県知事は、それぞれ、作成又は受領した調査票、調査世帯名簿等を次の表の区分により保存する。</p>	
-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--

成又は受領した調査票、調査世帯名簿等を次の表の区分により保存する。

調査票等	保存期間	保存責任者
調査票	1年間	厚生労働省大臣官房統計情報部人口動態・保健社会統計課世帯統計室長
結果原表並びに調査票及び結果原表を収録した磁気媒体	永年	厚生労働省大臣官房統計情報部企画課長
調査世帯名簿	1年間	正本 厚生労働省大臣官房統計情報部人口動態・保健社会統計課世帯統計室長 副本 都道府県知事
調査地区要図	1年間	正本 厚生労働省大臣官房統計情報部人口動態・保健社会統計課世帯統計室長 副本 都道府県知事

調査票等	保存期間	保存責任者
調査票	1年間	厚生労働省大臣官房統計情報部長
結果原表並びに調査票及び結果原表を収録した磁気媒体	永年	厚生労働省大臣官房統計情報部長
調査世帯名簿	1年間	正本 厚生労働省大臣官房統計情報部長 副本 都道府県知事
調査地区要図	1年間	正本 厚生労働省大臣官房統計情報部長 副本 都道府県知事

保存責任者の変更によるもの。

## 調査計画（変更後）

### 1 調査の名称

#### 国民生活基礎調査

（3年ごとの大規模な調査（以下「大規模調査」という。）及びその中間年の簡易な調査（以下「簡易調査」という。）から構成される。）

### 2 調査の目的

本調査は、保健、医療、福祉、年金、所得等国民生活の基礎的事項を調査し、厚生労働省の所掌事務に関する政策の企画及び立案に必要な基礎資料を得るとともに、各種調査の調査客体を抽出するための親標本を設定することを目的とする。

### 3 調査対象の範囲

#### （1）地域的範囲

全国

#### （2）属性的範囲

世帯及び世帯員

### 4 報告を求める者

#### （1）数

##### ア 大規模調査

- ① 世帯票・健康票 約27万7千世帯（約71万6千人）  
（母集団約5,195万1千世帯（約1億2,805万7千人））
- ② 介護票 約6千人（母集団約71万6千人）
- ③ 所得票・貯蓄票 約5万世帯（約13万人）  
（母集団約27万7千世帯（約71万6千人））

##### イ 簡易調査

- ① 世帯票 約5万5千世帯（約14万4千人）  
（母集団約5,195万1千世帯（約1億2,805万7千人））
- ② 所得票 約1万3千世帯（約3万3千人）  
（母集団約5万5千世帯（約14万4千人））

#### （2）選定の方法（全数 無作為抽出 有意抽出）

##### ア 大規模調査

- ① 世帯票・健康票 平成22年国勢調査調査区から層化無作為抽出した5,530地区内のすべての世帯及び世帯員
- ② 介護票 世帯票及び健康票の対象地区から層化無作為抽出した2,500地区内のすべての介護保険法（平成9年法律第123号）に基づく要介護者及び要支援者
- ③ 所得票・貯蓄票 世帯票及び健康票の対象地区内に、1単位区おおむね30世帯

以下となるよう設定した単位区から層化無作為抽出した2,000単位区内のすべての世帯及び世帯員（ただし、介護票の対象地区は抽出の対象から除く）

#### イ 簡易調査

- ① 世帯票 平成22年国勢調査調査区から層化無作為抽出した1,102地区内のすべての世帯及び世帯員。

なお、平成24年調査においては、東日本大震災の影響により、福島県内の調査区を抽出対象から除外するとともに、岩手県及び宮城県については、沿岸部市町村（注）の調査区が抽出された場合は、調査実施の可否を確認し、不可能な場合は代替調査区を抽出する。

（注） 岩手県： 大船渡市、陸前高田市、釜石市、宮古市、岩泉町、大槌町、田野畑村、野田村

宮城県： 仙台市宮城野区及び若林区、気仙沼市、石巻市、東松島市、塩釜市、多賀城市、

名取市、岩沼市、南三陸町、女川町、七ヶ浜町、亶理町、山元町

- ② 所得票 世帯票の対象地区内に、1単位区おおむね30世帯以下となるよう設定した単位区から層化無作為抽出した500単位区内のすべての世帯及び世帯員。

#### （3）報告義務者

報告義務者は次のとおりである。なお、健康票、介護票及び貯蓄票については大規模調査のみ行う。

世帯票及び貯蓄票については世帯主（世帯主が報告できないときは、その他の世帯員）が、健康票及び所得票については世帯員が、介護票については介護保険法に基づく要介護者又は要支援者（要介護者又は要支援者が報告できないときは、その他の世帯員）がそれぞれ報告しなければならない。

#### 5 報告を求める事項及びその基準となる期日又は期間

##### （1）報告を求める事項（詳細は調査票を参照）

厚生労働大臣が別に定める調査票（大規模調査は世帯票（別紙様式第1号）、健康票（別紙様式第2号）、介護票（別紙様式第3号）、所得票（別紙様式第4号）及び貯蓄票（別紙様式第5号）、簡易調査は世帯票（別紙様式第6号）及び所得票（別紙様式第7号）により、次のとおり行う。

##### ア 大規模調査

###### ① 世帯票

###### 一 世帯に係る事項

- （ア） 世帯員数等
- （イ） 世帯を離れている方の状況
- （ウ） 住居の種類
- （エ） 室数及び床面積
- （オ） 5月中の家計支出総額等

###### 二 世帯員に係る事項

- （ア） 最多所得者
- （イ） 世帯主との続柄



- (ウ) 性
- (エ) 出生年月
- (オ) 配偶者（夫又は妻）の有無
- (カ) 医療保険の加入状況
- (キ) 公的年金・恩給の受給状況
- (ク) 乳幼児（小学校入学前）の保育状況（小学校入学前の者のみ）
- (ケ) 手助けや見守りの要否等（6歳以上の者のみ）
- (コ) 教育（15歳以上の者のみ）
- (サ) 公的年金の加入状況（15歳以上の者のみ）
- (シ) 別居している子の有無等（15歳以上の者のみ）
- (ス) 5月中の仕事の状況（15歳以上の者のみ）
- (セ) 1週間の就業日数等（15歳以上の者のみ）
- (ソ) 就業開始時期（15歳以上の者のみ）
- (タ) 仕事の内容（職業分類）（15歳以上の者のみ）
- (チ) 勤めか自営かの別等（15歳以上の者のみ）
- (ツ) 就業希望の有無等（15歳以上の者のみ）

② 健康票

- (ア) 性
- (イ) 出生年月
- (ウ) 入院・入所の状況
- (エ) 自覚症状の有無、その症状及び治療状況
- (オ) 通院・通所の状況・傷病名
- (カ) 日常生活への影響（6歳以上の者のみ）
- (キ) 普段の活動ができなかった日数（6歳以上の者のみ）
- (ク) 健康状態（6歳以上の者のみ）
- (ケ) 悩みストレスの有無・原因・相談状況（12歳以上の者のみ）
- (コ) 平均睡眠時間（12歳以上の者のみ）
- (サ) 休養充足度（12歳以上の者のみ）
- (シ) こころの状態（12歳以上の者のみ）
- (ス) 飲酒の状況（20歳以上の者のみ）
- (セ) 喫煙の状況（20歳以上の者のみ）
- (ソ) 健康のため実行している事柄（20歳以上の者のみ）
- (タ) 健診等の受診状況（20歳以上の者のみ）
- (チ) がん検診の状況（20歳以上の者のみ）

③ 介護票

- (ア) 調査票の回答者
- (イ) 介護が必要な者の性別と出生年月
- (ウ) 要介護度の状況
- (エ) 介護が必要となった原因
- (オ) 主な介護者の介護時間
- (カ) 主な介護者以外の介護者の状況

- (キ) 家族・親族等と訪問介護事業者による主な介護内容
- (ク) 介護サービスの利用状況
- (ケ) 介護サービスの費用
- (コ) 介護費用の負担力
- (サ) 介護サービスを受けていない理由
- (シ) 65歳以上の介護保険被保険者（第1号被保険者）における介護保険料所得段階

④ 所得票

- (ア) 性
- (イ) 出生年月
- (ウ) 所得の種類別金額
- (エ) 課税等の状況別金額
- (オ) 企業年金・個人年金等の掛金
- (カ) 生活意識の状況（世帯主又は世帯を代表する者のみ）

⑤ 貯蓄票

- (ア) 貯蓄現在高
- (イ) 貯蓄現在高の増減及び減った場合の金額及び理由
- (ウ) 借入金残高

イ 簡易調査

① 世帯票

一 世帯に係る事項

- (ア) 世帯員数等
- (イ) 5月中の家計支出総額

二 世帯員に係る事項

- (ア) 最多所得者
- (イ) 世帯主との続柄
- (ウ) 性
- (エ) 出生年月
- (オ) 配偶者（夫又は妻）の有無
- (カ) 医療保険の加入状況
- (キ) 傷病の状況
- (ク) 公的年金・恩給の受給状況
- (ケ) 教育（15歳以上の者のみ）
- (コ) 公的年金の加入状況（15歳以上の者のみ）
- (サ) 5月中の仕事の状況（15歳以上の者のみ）
- (シ) 勤めか自営かの別等（15歳以上の者のみ）

② 所得票

- (ア) 性
- (イ) 出生年月
- (ウ) 所得の種類別金額
- (エ) 課税等の状況別金額
- (オ) 企業年金・個人年金等の掛金

(カ) 生活意識の状況（世帯主又は世帯を代表する者のみ）

(2) 基準となる期日又は期間

基準となる主な事項の期日又は期間は次のとおりである。

ア 大規模調査

- ① 世帯票・健康票・介護票 調査実施年の6月の第1又は第2木曜日現在
- ② 所得票 調査実施年の前年の1月1日から12月31日
- ③ 貯蓄票 調査実施年の6月末日現在

イ 簡易調査

- ① 世帯票 調査実施年の6月の第1又は第2木曜日現在
- ② 所得票 調査実施年の前年の1月1日から12月31日

6 報告を求めるために用いる方法

(1) 調査組織

調査組織は次のとおりである。なお、健康票、介護票及び貯蓄票については大規模調査のみ行う。

ア 世帯票・健康票・介護票

厚生労働省－都道府県－保健所－指導員－調査員－世帯  
┌保健所設置市┐  
└特別区┘

イ 所得票・貯蓄票

厚生労働省－都道府県－福祉事務所－指導員－調査員－世帯  
┌市・特別区及び福┐  
└祉事務所を設置┘  
する町村

(2) 調査方法（調査員調査 郵送調査 オンライン調査 その他（ ））

調査方法は次のとおりである。なお、健康票、介護票及び貯蓄票については大規模調査のみ行う。

ア 指導員及び調査員

- ① 国民生活基礎調査の事務に従事させるため、統計法（平成19年法律第53号）第14条に規定する統計調査員として、都道府県及び保健所を設置する市（区）に設置される者は、次の②から⑤のいずれかの事務を適正に行う能力を有する者（次の各号に掲げる者を除く。）とする。
  - 一 国税徴収法（昭和34年法律第147号）第2条第11号に規定する徴収職員又は地方税法（昭和25年法律第226号）第1条第1項第3号に規定する徴税吏員
  - 二 警察法（昭和29年法律第162号）第34条第1項に規定する警察官又は同法第55条第1項に規定する警察官
- ② 指導員は、保健所長の指導を受けて、調査員に対する指導、世帯票、健康票及び介護票の検査、調査世帯名簿その他の付属書類の検査並びにこれらに附帯する事務を行う。
- ③ 調査員は、保健所長及び指導員の指導を受けて、世帯票、健康票及び介護票の配布、収集、審査並びに単位区の設定、調査地区要図及び厚生労働大臣が定める

調査世帯名簿の作成その他本調査に関する事務を行う。

- ④ 指導員は、福祉事務所長の指導を受けて、調査員に対する指導、所得票及び貯蓄票の検査、調査世帯名簿その他の付属書類の検査並びにこれらに附帯する事務を行う。
- ⑤ 調査員は、福祉事務所長及び指導員の指導を受けて、所得票及び貯蓄票の配布、収集、審査その他本調査に関する事務を行う。
- ⑥ 指導員及び調査員の設置は、次の各号に定めるところにより行うものとする。
  - 一 指導員は、都道府県知事（指定都市にあっては、市長）が設置する。
  - 二 保健所長を通じて実施する調査の事務に従事する調査員は、都道府県知事（保健所を設置する市（区）にあっては、市（区）長）が設置する。
  - 三 福祉事務所長を通じて実施する調査の事務に従事する調査員は、都道府県知事（指定都市又は中核市にあっては、市長）が設置する。

#### イ 調査の方法

調査員（特別の事情による場合は指導員）があらかじめ配布した調査票に世帯員自らが記入し、後日、調査員（特別の事情による場合は指導員）が回収する方法により行う。この場合、貯蓄票については、密封回収とする。

また、所得票については、やむを得ない場合のみ密封回収とする。

#### ウ 調査票等の提出

- ① 保健所長は、調査員及び指導員から提出された世帯票、健康票及び介護票、調査世帯名簿その他の付属書類を審査整理し、都道府県知事に対しその定める期限までに提出しなければならない。ただし、保健所を設置する市（区）の保健所長にあっては、市（区）長に対しその定める期限までに提出するものとする。
- ② 保健所を設置する市（区）の市（区）長は、前記①のただし書の規定により提出された調査票及び調査世帯名簿その他の付属書類を整理し、都道府県知事に対しその定める期限までに提出しなければならない。
- ③ 福祉事務所長は、調査員及び指導員から提出された所得票及び貯蓄票、調査世帯名簿その他の付属書類を審査整理し、都道府県知事に対しその定める期限までに提出しなければならない。ただし、市（区）の福祉事務所長にあっては市（区）長に、福祉事務所を設置する町村の福祉事務所長にあっては町村長に対しその定める期限までに提出するものとする。
- ④ 市（区）長及び福祉事務所を設置する町村の町村長は、前記③のただし書の規定により提出された調査票及び調査世帯名簿その他の付属書類を整理し、都道府県知事に対しその定める期限までに提出しなければならない。
- ⑤ 都道府県知事は、前記①から④により提出された調査票及び調査世帯名簿その他の付属書類を審査整理し、厚生労働大臣に対しその定める期限までに提出しなければならない。

## 7 報告を求める期間

### (1) 調査の周期

毎年（3年ごとに大規模調査を実施し、中間年に簡易調査を実施する）。

### (2) 調査の実施期間又は調査票の提出期限

#### ア 大規模調査

① 調査票の配布

調査員及び指導員は、調査期日までに、各世帯に調査票を配布する。

調査期日は、世帯票、健康票及び介護票については、調査実施年の6月の第1又は第2木曜日とし、所得票及び貯蓄票については、調査実施年の7月の第2又は第3木曜日とする（具体的な期日は、調査実施年ごとに厚生労働大臣が定める。）。

② 調査票の提出期限

調査員及び指導員は、各世帯から調査票を回収し、それぞれ定められた期日までに保健所長又は福祉事務所長に提出する（経路機関の詳細については、前記6（2）ウのとおりである。）。

なお、都道府県知事から厚生労働大臣への調査票の提出期限は、世帯票、健康票及び介護票については、調査実施年の7月中旬とし、所得票及び貯蓄票については、調査実施年の8月中旬とする（具体的な期限は、調査実施年ごとに厚生労働大臣が定める。）。

イ 簡易調査

① 調査票の配布

調査員及び指導員は、調査期日までに、各世帯に調査票を配布する。

調査期日は、世帯票については、調査実施年の6月の第1又は第2木曜日とし、所得票については、調査実施年の7月の第2又は第3木曜日とする（具体的な期日は、調査実施年ごとに厚生労働大臣が定める。）。

② 調査票の提出期限

調査員及び指導員は、各世帯から調査票を回収し、それぞれ定められた期日までに保健所長又は福祉事務所長に提出する（経路機関の詳細については、前記6（2）ウのとおりである。）。

なお、都道府県知事から厚生労働大臣への調査票の提出期限は、世帯票については、調査実施年の7月中旬とし、所得票については、調査実施年の8月中旬とする（具体的な期限は、調査実施年ごとに厚生労働大臣が定める。）。

8 集計事項

国民生活基礎調査結果表一覧に掲げる事項とする。

9 調査結果の公表の方法及び期日

調査実施翌年の7月頃から順次インターネットに掲載するとともに、所定の報告書を刊行する。

10 使用する統計基準

大規模調査の際は、集計結果の表章等において、日本標準職業分類の大分類を使用する。

なお、健康票において、通院中の傷病名の報告を求めているが、疾病、傷害及び死因の統計分類にのっとった分類名を一般の世帯に対して、自計方式で報告させることは困難であるため、同分類は使用しない。

11 調査票情報の保存期間及び保存責任者

厚生労働省大臣官房統計情報部企画課長、人口動態・保健社会統計課世帯統計室長及び都道府県知事は、それぞれ、作成又は受領した調査票、調査世帯名簿等を次の表の区分により保存する。

調 査 票 等	保 存 期 間	保 存 責 任 者
調 査 票	1 年 間	厚生労働省大臣官房統計情報部人口動態・保健社会統計課世帯統計室長
調査票及び結果原表を収録した磁気媒体	永年	厚生労働省大臣官房統計情報部企画課長
調査世帯名簿	1 年 間	正本 厚生労働省大臣官房統計情報部人口動態・保健社会統計課世帯統計室長 副本 都道府県知事
調査地区要図	1 年 間	正本 厚生労働省大臣官房統計情報部人口動態・保健社会統計課世帯統計室長 副本 都道府県知事

## 平成25年 国民生活基礎調査【世帯票】 結果表一覧（案）

（表題の前に「\*」が付してある表は、新規作成表である。）

### 【年次推移】

- 第 1 表 世帯数－構成割合，世帯人員・年次別
- 第 2 表 世帯数－構成割合，世帯構造・年次別
- 第 3 表 世帯数－構成割合，世帯業態・年次別
- 第 4 表 世帯数－構成割合，世帯類型・年次別
- 第 5 表 単独世帯数，世帯主の性・年次別
- 第 6 表 世帯数－構成割合，地域ブロック・年次別
- 第 7 表 平均世帯人員，年次別
- 第 8 表 世帯人員数－構成割合，医療保険加入状況・年次別
- 第 9 表 公的年金-恩給受給者数－受給割合，性・年次別
- 第 10 表 夫婦ともに60歳以上－65歳以上の夫婦組数－構成割合，公的年金-恩給受給の有無・年次別
- 第 11 表 世帯数－指数，全世帯－高齢者世帯・年次別
- 第 12 表 高齢者世帯数－構成割合，世帯構造・年次別
- 第 13 表 高齢者世帯数－構成割合，世帯業態・年次別
- 第 14 表 世帯数－構成割合－平均児童数，児童の有－児童数－無・年次別
- 第 15 表 65歳以上の者のいる世帯数－構成割合，世帯構造・年次別
- 第 16 表 65歳以上の者のみの世帯数－構成割合，世帯構造・年次別
- 第 17 表 65歳以上の者の数－構成割合，家族形態・年次別

### 【基本項目】

- 第 18 表 世帯数，世帯人員・世帯類型・世帯構造別
- 第 19 表 世帯数，世帯構造・市郡・世帯業態別
- 第 20 表 世帯数，世帯類型・市郡・世帯業態別
- 第 21 表 世帯数，世帯類型・市郡・世帯種別

- 第 22 表 世帯数, 世帯人員・市郡・世帯主の年齢（5歳階級）別
- 第 23 表 世帯数, 世帯構造・市郡・世帯主の年齢（5歳階級）別
- 第 24 表 世帯数, 世帯人員・世帯主の性・世帯主の年齢（5歳階級）別
- 第 25 表 世帯数, 世帯構造・世帯主の性・世帯主の年齢（5歳階級）別
- 第 26 表 世帯数, 世帯構造・市郡・有業者構成別
- 第 27 表 世帯数, 世帯人員・世帯業態・有業人員別
- 第 28 表 世帯数, 有業人員・世帯類型・世帯人員別
- 第 29 表 同居の夫婦組数, 夫の年齢（10歳階級）・世帯構造・妻の年齢（10歳階級）別
- 第 30 表 同居の夫婦組数, 夫の年齢（10歳階級）・夫の教育・妻の年齢（10歳階級）・妻の教育別

**【住居の状況】**

- 第 31 表 世帯数, 室数・世帯人員・住居の種類別
- 第 32 表 世帯数, 室数・世帯構造・住居の種類別
- 第 33 表 世帯数, 室数・世帯類型・住居の種類別
- 第 34 表 世帯数, 世帯主の教育・世帯主の年齢（5歳階級）・住居の種類別
- 第 35 表 世帯数, 世帯人員・住居の種類・住宅の床面積階級別
- 第 36 表 世帯数, 市郡・住居の種類・住宅の床面積階級別
- 第 37 表 世帯数, 室数・住居の種類・住宅の床面積階級別
- 第 38 表 1世帯当たり平均室数－平均床面積－世帯人員1人当たり平均室数－平均床面積, 世帯構造別

**【平均世帯人員・平均有業人員】**

- 第 39 表 平均有業人員－平均世帯人員－有業率, 世帯人員・世帯構造別
- 第 40 表 平均有業人員－平均世帯人員－有業率, 世帯人員・世帯主の年齢（5歳階級）別
- 第 41 表 平均有業人員－平均世帯人員－有業率, 世帯人員・世帯業態別
- 第 42 表 平均有業人員－平均世帯人員－有業率, 世帯人員・市郡別
- 第 43 表 平均有業人員－平均世帯人員－有業率, 世帯人員・世帯類型別

**【家計支出の状況】**



- 第 44 表 世帯数, 世帯人員・世帯類型・家計支出額 (5 万円階級) 別
- 第 45 表 世帯数, 世帯人員・世帯構造・家計支出額 (5 万円階級) 別
- 第 46 表 世帯数, 世帯人員・世帯主の年齢 (5 歳階級) ・家計支出額 (5 万円階級) 別
- 第 47 表 世帯数, 世帯人員・世帯業態・家計支出額 (5 万円階級) 別
- 第 48 表 世帯数, 世帯人員・世帯種・家計支出額 (5 万円階級) 別
- 第 49 表 世帯数, 世帯人員・市郡・家計支出額 (5 万円階級) 別
- 第 50 表 1 世帯当たり平均家計支出額, 世帯人員・世帯主の年齢 (5 歳階級) 別
- 第 51 表 1 世帯当たり平均家計支出額, 世帯構造・世帯主の年齢 (5 歳階級) 別
- 第 52 表 1 世帯当たり平均家計支出額, 世帯人員・世帯類型別
- 第 53 表 1 世帯当たり平均家計支出額, 世帯人員・世帯業態別
- 第 54 表 1 世帯当たり平均家計支出額, 世帯人員・児童の有-児童数-無別
- 第 55 表 1 世帯当たり平均家計支出額, 世帯人員・乳幼児の有-乳幼児数-無別

【仕送りの状況】

- 第 56 表 世帯数, 仕送りの有-仕送り先-無・世帯主の年齢 (10 歳階級) 別
- 第 57 表 仕送りをしている世帯数-1 世帯当たり平均仕送り額, 仕送り額階級・仕送り先別
- 第 58 表 世帯数, 世帯構造・別居の子の有無・仕送りの有無-仕送りの種類 (複数回答) 別
- 第 59 表 世帯数-1 世帯当たり平均仕送り額, 仕送りの有-仕送り額階級-無・家計支出額 (10 万円階級) 別
- 第 60 表 世帯数-1 世帯当たり平均仕送り額, 仕送り額階級・仕送りの有無-仕送りの種類 (複数回答) 別
- 第 61 表 世帯数-1 世帯当たり平均仕送り額, 仕送り有-仕送り額階級-無・仕送りの種類 (複数回答) ・世帯主の年齢 (10 歳階級) 別

【公的年金-恩給の状況】

- 第 62 表 公的年金-恩給受給者のいる世帯数, 世帯構造・世帯業態別
- 第 63 表 世帯人員数, 公的年金-恩給受給の有-公的年金受給の種類 (複数回答) -無・性・年齢 (5 歳階級) 別
- 第 64 表 公的年金-恩給受給者数, 世帯主との続柄・性・年齢 (5 歳階級) 別
- 第 65 表 世帯人員数 (15 歳以上の単独世帯の者), 仕事の有-勤めか自営かの別-勤め先での呼称-無・性・公的年金-恩給受給の有無・年齢 (10 歳階級) 別

- 第 66 表 世帯人員数（15歳以上），仕事の有－勤めか自営かの別－勤め先での呼称－無・年齢（5歳階級）・性・公的年金加入状況別
- 第 67 表 同居の夫婦組数，夫の仕事の有無・夫の公的年金加入状況・妻の仕事の有無・妻の公的年金加入状況・同居児童の有－児童数－無別
- 第 68 表 同居の夫婦組数，夫の公的年金－恩給受給の有無・夫の年齢（5歳階級）・妻の公的年金－恩給受給の有無・妻の年齢（5歳階級）別
- 第 69 表 世帯数，世帯類型・公的年金－恩給受給の有無別
- 第 70 表 第3号被保険者の数（15歳以上），仕事の有－勤めか自営かの別－勤め先での呼称－無・性・年齢（5歳階級）別
- 第 71 表 第3号被保険者の数（15歳以上），仕事の有－勤めか自営かの別－勤め先での呼称－無・同居児童の有無・年齢（5歳階級）別

#### 【世帯人員】

- 第 72 表 世帯人員数，配偶者の有無・性・年齢（5歳階級）別
- 第 73 表 世帯人員数，医療保険加入状況・性・年齢（5歳階級）別
- 第 74 表 世帯人員数，経済上の地位・性・年齢（5歳階級）別

#### 【高齢者世帯・母子世帯・父子世帯】

- 第 75 表 高齢者世帯数，世帯主の年齢（5歳階級）・世帯業態・公的年金－恩給受給の有無別
- 第 76 表 高齢者世帯数，世帯構造・世帯主の性・世帯主の仕事の有－勤めか自営かの別－無別
- 第 77 表 高齢者世帯数，世帯構造・世帯主の性・世帯主の年齢（5歳階級）別
- 第 78 表 母子世帯数，母の仕事の有－勤めか自営かの別－無・母の年齢（10歳階級）別
- 第 79 表 父子世帯数，父の仕事の有－勤めか自営かの別－無・父の年齢（10歳階級）別
- 第 80 表 母子世帯数，母の年齢（10歳階級）・子（20歳未満未婚）の数別
- 第 81 表 父子世帯数，父の年齢（10歳階級）・子（20歳未満未婚）の数別
- \* 第 82 表 母子世帯数，母の年齢（10歳階級）・母の配偶者なしの状況別
- \* 第 83 表 父子世帯数，父の年齢（10歳階級）・父の配偶者なしの状況別

#### 【児童のいる世帯】

- 第 84 表 児童のいる世帯数，世帯主の年齢（5歳階級）・世帯構造・児童数別
- \* 第 85 表 児童のいる世帯数，世帯主の年齢（5歳階級）・世帯業態・児童数別

- \* 第 86 表 児童のいる世帯数, 世帯主の年齢 (5歳階級) ・市郡・児童数別
- 第 87 表 児童のいる世帯数－児童のいる世帯の平均児童数, 児童数・市郡別
- \* 第 88 表 児童のいる世帯数－児童のいる世帯の平均児童数, 児童数・世帯主の年齢 (5歳階級) 別
- 第 89 表 児童のいる世帯数－児童のいる世帯の平均児童数, 児童数・世帯構造別
- 第 90 表 児童のいる世帯数, 室数・住居の種類・児童数別
- 第 91 表 児童のいる世帯数, 末子の父母の就業状況・市郡・児童数別
- 第 92 表 児童のいる世帯数, 末子の父母の就業状況・世帯構造・児童数別
- 第 93 表 児童のいる世帯数, 末子の父母の就業状況・世帯構造・末子の年齢階級別
- 第 94 表 児童のいる世帯数, 末子の母の年齢 (5歳階級) ・児童数・末子の母の仕事の有無・勤めか自営かの別・勤め先での呼称・無別
- 第 95 表 児童のいる世帯数, 末子の母の年齢 (5歳階級) ・末子の母の仕事の有無・末子の年齢階級別
- 第 96 表 乳幼児数, 保育者等の状況 (複数回答) ・父母の就業状況・乳幼児の年齢 (各歳) 別
- 第 97 表 乳幼児数, 保育者等の状況 (複数回答) ・父母の就業状況・世帯構造別
- 第 98 表 乳幼児のいる世帯数, 育児にかかった費用階級・世帯構造・乳幼児数別
- 第 99 表 乳幼児のいる世帯数, 育児にかかった費用階級・世帯業態・乳幼児数別
- 第 100 表 乳幼児のいる世帯数, 育児にかかった費用階級・乳幼児数・家計支出額 (10万円階級) 別
- 第 101 表 乳幼児のいる世帯の1世帯当たり育児にかかった平均費用, 乳幼児数・末子の母の仕事の有無・世帯構造別
- 第 102 表 乳幼児のいる世帯の1世帯当たり育児にかかった平均費用－平均家計支出額, 乳幼児数・世帯構造別
- 第 103 表 乳幼児がひとりいる世帯の1世帯当たり育児にかかった平均費用, 乳幼児の年齢 (各歳) ・家計支出額 (5万円階級) 別
- 第 104 表 乳幼児がひとりいる世帯の1世帯当たり育児にかかった平均費用, 保育者等の状況・乳幼児の年齢 (各歳) 別
- 第 105 表 乳幼児のいる世帯の1世帯当たり育児にかかった平均費用, 保育者等の状況・父母の就業状況別

**【65歳以上の者のいる世帯】**

- 第 106 表 65歳以上の者のいる世帯数, 世帯構造・公的年金-恩給受給の有無・有業人員別
- 第 107 表 65歳以上の者のいる世帯数, 世帯業態・市郡・65歳以上の者 (高齢者) の構成別
- 第 108 表 65歳以上の者のいる世帯数, 世帯構造・市郡・世帯主の年齢 (5歳階級) 別
- 第 109 表 65歳以上の者のいる世帯数, 室数・世帯構造・住居の種類別

- 第 110 表 65歳以上の者のみの世帯数，世帯構造・世帯業態別
- 第 111 表 65歳以上の者の数，性・配偶者の有無・市郡・家族形態別
- 第 112 表 65歳以上の者の数，仕事の有－勤めか自営かの別－勤め先での呼称－無・性・世帯構造別
- 第 113 表 65歳以上の者の数，性・配偶者の有無・年齢（5歳階級）・家族形態別
- 第 114 表 65歳以上の者の数，子との同別居状況・世帯構造別
- 第 115 表 65歳以上の者の数，子との同別居状況・性・年齢（5歳階級）別
- 第 116 表 65歳以上の者の数，子との同別居状況・性・配偶者の有無別
- 第 117 表 65歳以上の者のみの世帯数，世帯主の年齢（5歳階級）・世帯業態・公的年金-恩給受給の有無別
- 第 118 表 65歳以上の者のみの夫婦のみの世帯数，夫の年齢（5歳階級）・妻の年齢（5歳階級）別
- 第 119 表 75歳以上の者のいる世帯数，世帯構造・公的年金-恩給受給の有無・有業人員別
- 第 120 表 75歳以上の者の数，性・配偶者の有無・市郡・家族形態別

**【手助けや見守りを必要とする者がいる世帯】**

- 第 121 表 手助けや見守りを要する者のいる世帯数，世帯構造・世帯主の年齢（10歳階級）別
- 第 122 表 手助けや見守りを要する者のいる世帯数，世帯構造・手助けや見守りを要する者の年齢階級別
- 第 123 表 手助けや見守りを要する者のいる世帯数，世帯人員・住居の種類別
- 第 124 表 手助けや見守りを要する者のいる世帯数，世帯人員・室数別
- 第 125 表 手助けや見守りを要する者のいる世帯数，室数・世帯構造別
- 第 126 表 手助けや見守りを要する者のいる世帯数，日常生活の自立の状況・世帯構造別
- 第 127 表 手助けや見守りを要する者の数，日常生活の自立の状況・性・年齢階級別
- 第 128 表 手助けや見守りを要する者の数，日常生活の自立の状況の期間・性・年齢階級別
- 第 129 表 手助けや見守りを要する者の数，市郡・性・年齢階級別

- 第 130 表 手助けや見守りを要する者の数，日常生活の自立の状況・市郡別
- 第 131 表 手助けや見守りを要する者の数，主な介護者の続柄・主な介護者との同別居状況・手助けや見守りを要する者の性・手助けや見守りを要する者の年齢階級別
- 第 132 表 主な介護者数，手助けや見守りを要する者との続柄・手助けや見守りを要する者との同別居状況・主な介護者の性別
- 第 133 表 同居の主な介護者数，手助けや見守りを要する者の年齢階級・主な介護者の年齢（10歳階級）別
- 第 134 表 手助けや見守りを要する者のいる世帯数，住居の種類・世帯構造別
- 第 135 表 同居の主な介護者数，手助けや見守りを要する者との続柄・主な介護者の年齢（10歳階級）別

**【入院者のいる世帯】**

- 第 136 表 入院者のいる世帯数，世帯構造・世帯主の年齢（10歳階級）別

**【特定の転出者のいる世帯】**

- 第 137 表 特定の転出者のいる世帯数，特定の転出者の種類（複数回答）・世帯主の性・世帯主の年齢（10歳階級）別
- 第 138 表 特定の転出者のいる世帯数，家計支出額（10万円階級）・特定の転出者の種類（複数回答）・特定の転出者の数別
- 第 139 表 特定の転出者のいる世帯数，仕送りの有・仕送り額階級・無・特定の転出者の種類（複数回答）・特定の転出者の数別

**【都道府県】**

- 第 140 表 世帯数，世帯構造・都道府県－21大都市（再掲）別
- 第 141 表 世帯数，世帯業態・都道府県－21大都市（再掲）別
- 第 142 表 世帯数－平均世帯人員数，世帯人員・都道府県－21大都市（再掲）別
- 第 143 表 世帯数，世帯類型・都道府県－21大都市（再掲）別
- 第 144 表 世帯数，世帯種・都道府県－21大都市（再掲）別
- 第 145 表 世帯数，市郡・都道府県－21大都市（再掲）別

- 第 146 表 世帯数, 世帯主の年齢 (5 歳階級) ・都道府県-21大都市 (再掲) 別
- 第 147 表 世帯数, 世帯構造・都道府県-21大都市 (再掲) ・世帯主の年齢 (10歳階級) 別
- 第 148 表 世帯数, 世帯人員・都道府県-21大都市 (再掲) ・世帯主の年齢 (10歳階級) 別
- 第 149 表 世帯数, 住居の種類・都道府県-21大都市 (再掲) 別
- 第 150 表 1 世帯当たり平均室数-平均床面積-世帯人員 1 人当たり平均室数-平均床面積, 都道府県-21大都市 (再掲) 別
- 第 151 表 公的年金-恩給受給者のいる世帯数及び受給割合, 全世帯-65歳以上の者のいる世帯-高齢者世帯・都道府県-21大都市 (再掲) 別
- 第 152 表 1 世帯当たり平均家計支出額, 世帯人員・都道府県-21大都市 (再掲) ・世帯主の年齢 (10歳階級) 別
- 第 153 表 1 世帯当たり平均有業人員-平均世帯人員-有業率, 都道府県-21大都市 (再掲) 別
- 第 154 表 世帯数-平均児童数, 児童の有-児童数-無・都道府県-21大都市 (再掲) 別
- 第 155 表 児童のいる世帯数, 世帯業態・都道府県-21大都市 (再掲) 別
- \* 第 156 表 児童のいる世帯数, 世帯構造・都道府県-21大都市 (再掲) 別
- 第 157 表 児童のいる世帯数, 父母の就業状況・都道府県-21大都市 (再掲) 別
- 第 158 表 乳幼児数, 保育者等の状況 (複数回答) ・都道府県-21大都市 (再掲) 別
- 第 159 表 乳幼児のいる世帯数, 育児にかかった費用階級・都道府県-21大都市 (再掲) 別
- 第 160 表 1 世帯当たり育児にかかった平均費用, 乳幼児数・都道府県-21大都市 (再掲) ・世帯主の年齢 (10歳階級) 別
- 第 161 表 高齢者世帯数, 世帯主の子との同別居状況-居住場所・都道府県-21大都市 (再掲) 別
- \* 第 162 表 高齢者世帯数, 世帯構造・都道府県-21大都市 (再掲) 別

- 第 163 表 65歳以上の者のいる世帯数，世帯構造・都道府県－21大都市（再掲）別
- 第 164 表 手助けや見守りを要する者のいる世帯数－手助けや見守りを要する者の数，都道府県－21大都市（再掲）別
- 第 165 表 世帯人員数，配偶者の有無・性・年齢（10歳階級）・都道府県－21大都市（再掲）別
- 第 166 表 世帯人員数，年齢（10歳階級）・都道府県－21大都市（再掲）・性・医療保険加入状況別
- 第 167 表 世帯人員数，年齢（10歳階級）・都道府県－21大都市（再掲）・性・経済上の地位別
- 第 168 表 世帯人員数（15歳以上），仕事の有－勤めか自営かの別－勤め先での呼称－無・都道府県－21大都市（再掲）・年齢（10歳階級）別
- 第 169 表 65歳以上の者の数，家族形態・都道府県－21大都市（再掲）・年齢（5歳階級）別
- 第 170 表 65歳以上の者の数，子との同別居状況－居住場所・都道府県－21大都市（再掲）・年齢（5歳階級）別
- 第 171 表 世帯人員数（15歳以上），年齢（10歳階級）・都道府県－21大都市（再掲）・性・公的年金加入状況別
- 第 172 表 65歳以上の者のみの世帯数，世帯構造・都道府県－21大都市（再掲）別

**【就業状況】**

- 第 173 表 世帯人員数（15歳以上），就業状況・配偶者の有無・性・年齢（5歳階級）別
- 第 174 表 世帯人員数（15歳以上），仕事の有－勤めか自営かの別－勤め先での呼称－無・配偶者の有無・年齢（5歳階級）別
- 第 175 表 世帯人員数（15歳以上），就業状況・性・世帯類型別
- 第 176 表 世帯人員数（15歳以上），就業状況・配偶者の有無・同居児童の有無・年齢（5歳階級）・性別
- 第 177 表 世帯人員数（15歳以上），仕事の有－勤めか自営かの別－勤め先での呼称－無・同居児童の有無・年齢（5歳階級）・教育・性別

第 178 表 世帯人員数（15歳以上），仕事の有無・主に手助けや見守りをしているか否か・性・年齢（5歳階級）別

【有業人員】

第 179 表 有業人員数（15歳以上），職業分類・性・年齢（5歳階級）別

第 180 表 有業人員数（15歳以上），就業状況・配偶者の有無・年齢（5歳階級）・教育・性別

第 181 表 有業人員数（15歳以上）－平均就業期間，勤めか自営かの別－勤め先での呼称・年齢（5歳階級）・就業期間階級・性別

第 182 表 有業人員数（15歳以上），週間就業日数・年齢（5歳階級）・勤めか自営かの別－勤め先での呼称・性別

第 183 表 有業人員数（15歳以上）－平均就業期間，就業期間階級・配偶者の有無・年齢（5歳階級）・性別

第 184 表 有業人員数（15歳以上）－平均就業期間，就業期間階級・同居児童の有無・年齢（5歳階級）・性別

第 185 表 有業人員数（15歳以上）－平均就業期間，就業期間階級・主に手助けや見守りをしているか否か・年齢（5歳階級）・性別

第 186 表 有業人員（15歳以上）の1日の平均就業時間，就業期間階級・勤めか自営かの別－勤め先での呼称・性別

第 187 表 有業人員（15歳以上）の1日の平均就業時間，年齢（5歳階級）・勤めか自営かの別－勤め先での呼称・性別

第 188 表 有業人員（15歳以上）の1日の平均就業時間，性・配偶者の有無・年齢（5歳階級）別

第 189 表 有業人員（15歳以上）の1日の平均就業時間，性・同居児童の有無・年齢（5歳階級）別

第 190 表 有業人員（15歳以上）の1日の平均就業時間，性・主に手助けや見守りをしているか否か・年齢（5歳階級）別

【無業人員】

第 191 表 無業人員数（15歳以上），就業希望の有－すぐに仕事に就けるか否か－求職状況－希望する仕事の形－すぐには就けない理由（複数回答）－無・性・年齢（5歳階級）・非就業状況別

第 192 表 無業人員数（15歳以上），配偶者の有無・非就業状況・年齢（5歳階級）・教育・性別



- 第 193 表 無業人員数（15歳以上），就業希望の有－求職状況－希望する仕事の形－無・世帯構造・年齢（10歳階級）・性別
- 第 194 表 無業人員数（15歳以上），就業希望の有－求職状況－希望する仕事の形－無・非就業状況・医療保険加入状況・性別
- 第 195 表 無業人員数（15歳以上），就業希望の有－求職状況－希望する仕事の形－無・乳幼児の有－末子の保育者等の状況（複数回答）－無・性別
- 第 196 表 無業人員数（15歳以上），就業希望の有－求職状況－希望する仕事の形－無・親との同別居の状況・年齢（5歳階級）・性別
- 第 197 表 無業人員数（15歳以上），就業希望の有－求職状況－希望する仕事の形－無・主に手助けや見守りをしているか否か・年齢（5歳階級）・性別
- 第 198 表 無業人員数（15歳以上），就業希望の有－求職状況－希望する仕事の形－無・健康状態・年齢（5歳階級）・性別
- 第 199 表 就業希望はあるがすぐには仕事に就けない者数（15歳以上），すぐには就けない理由（複数回答）・性・健康状態・年齢（5歳階級）別

**【40歳以上の者】**

- 第 200 表 有業人員数（40歳以上），健康意識・性・年齢（5歳階級）別
- 第 201 表 有業人員数（40歳以上），健診等の受診の有無－健診等を受けなかった理由（複数回答）・性・年齢（5歳階級）別
- 第 202 表 無業人員数（40歳以上），就業希望の有－求職状況－無・健康状態・年齢（5歳階級）・性別
- 第 203 表 無業人員数（40歳以上），就業希望の有－求職状況－無・健康意識・年齢（5歳階級）・性別
- 第 204 表 無業人員数（40歳以上），就業希望の有－求職状況－無・健診等の受診の有無－健診等を受けなかった理由（複数回答）・年齢（5歳階級）・性別

**【35歳未満のパート・アルバイト】**

- 第 205 表 35歳未満のパート・アルバイトをしている者及び希望している者のいる世帯数，世帯構造・世帯主の年齢（10歳階級）別
- 第 206 表 35歳未満のパート・アルバイトをしている者及び希望している者数，世帯構造・配偶者の有無・性・年齢（5歳階級）別
- 第 207 表 35歳未満のパート・アルバイトをしている者及び希望している者数，親との同別居状況・配偶者の有無・性・年齢（5歳階級）別

- 第 208 表 35歳未満のパート・アルバイトをしている者及び希望している者数，公的年金加入状況・配偶者の有無・性・年齢（5歳階級）別
- 第 209 表 35歳未満のパート・アルバイトをしている者及び希望している者数，医療保険加入状況・配偶者の有無・性・年齢（5歳階級）別
- 第 210 表 35歳未満のパート・アルバイトをしている者及び希望している者数，教育・配偶者の有無・性・年齢（5歳階級）別

【女性の子育てと仕事】

- 第 211 表 配偶者ありの女性の者数（15歳以上），同居児童の有一同居児童数－無・仕事の有－勤めか自営かの別－勤め先での呼称－無別
- 第 212 表 配偶者ありの女性の者数（15歳以上），同居児童の有－末子の年齢階級－無・仕事の有－勤めか自営かの別－勤め先での呼称－無別
- 第 213 表 配偶者ありの女性の者数（15歳以上），親との同別居の状況・同居児童の有無・仕事の有－勤めか自営かの別－勤め先での呼称－無別
- 第 214 表 配偶者ありの女性の者数（15歳以上），仕事の有－勤めか自営かの別－勤め先での呼称－無・同居している親の手助けや見守りの要否・年齢（10歳階級）別
- 第 215 表 配偶者ありの女性の者数（15歳以上），夫の仕事の有－勤めか自営かの別－勤め先での呼称－無・同居児童の有無・妻の仕事の有－勤めか自営かの別－勤め先での呼称－無別
- 第 216 表 配偶者ありの女性の者数（15歳以上），仕事の有無・同居児童の有－児童数－無・年齢（5歳階級）・教育別
- 第 217 表 配偶者ありの女性の者数（15歳以上），健康状態・同居児童の有無・仕事の有－勤めか自営かの別－勤め先での呼称－無別
- 第 218 表 配偶者ありの女性の有業人員数（15歳以上）－妻の1日の平均就業時間－夫の1日の平均就業時間，夫の仕事の有無－週間就業日数・同居児童の有無・妻の週間就業日数別
- 第 219 表 配偶者あり同居の乳幼児ありの女性の者数（15歳以上），親との同別居の状況・末子の保育者等の状況（複数回答）・仕事の有無・年齢（5歳階級）別
- 第 220 表 同居児童ありの女性の者数，世帯構造・配偶者の有無・年齢（5歳階級）別
- 第 221 表 同居児童ありの女性の者数，主に手助けや見守りをしているか否か・年齢（5歳階級）別
- 第 222 表 同居児童ありの女性の者数，就業状況・年齢（5歳階級）別
- 第 223 表 同居児童ありの女性の者数，健康状態・年齢（5歳階級）別

- 第 224 表 同居児童ありの女性の者数，健診等の受診の有無－健診等を受けなかった理由（複数回答）・年齢（5歳階級）別
- 第 225 表 同居児童ありの女性の有業人員数，勤めか自営かの別－勤め先での呼称・世帯構造・年齢（5歳階級）別
- 第 226 表 同居児童ありの女性の有業人員数，勤めか自営かの別－勤め先での呼称・乳幼児の有－末子の保育者等の状況（複数回答）－無・年齢（5歳階級）別
- 第 227 表 同居児童ありの女性の有業人員数，勤めか自営かの別－勤め先での呼称・主に手助けや見守りをしているか否か・年齢（5歳階級）別
- 第 228 表 同居児童ありの女性の有業人員数，週間就業日数・年齢（5歳階級）別
- 第 229 表 同居児童ありの女性の有業人員数，週間就業時間階級・年齢（5歳階級）別
- 第 230 表 同居児童ありの女性の有業人員数，勤めか自営かの別－勤め先での呼称・年齢（5歳階級）・健康状態別
- 第 231 表 同居児童ありの女性の有業人員数，勤めか自営かの別－勤め先での呼称・年齢（5歳階級）・健診等の受診の有無－健診等を受けなかった理由（複数回答）別
- 第 232 表 同居児童ありの女性の有業人員数，週間就業時間階級・年齢（5歳階級）・世帯構造別
- 第 233 表 同居児童ありの女性の有業人員数，週間就業時間階級・乳幼児の有－末子の保育者等の状況（複数回答）－無別
- 第 234 表 同居児童ありの女性の有業人員数，週間就業時間階級・主に手助けや見守りをしているか否か・年齢（5歳階級）別
- 第 235 表 同居児童ありの女性の有業人員数，週間就業時間階級・年齢（5歳階級）・健康状態別
- 第 236 表 同居児童ありの女性の有業人員数，週間就業時間階級・年齢（5歳階級）・健診等の受診の有無－健診等を受けなかった理由（複数回答）別
- 第 237 表 同居児童ありの女性の無業人員数，世帯構造・年齢（5歳階級）別
- 第 238 表 同居児童ありの女性の無業人員数，就業希望の有－すぐには就けない理由（複数回答）－無・乳幼児の有－末子の保育者等の状況（複数回答）－無別

- 第 239 表 同居児童ありの女性の無業人員数，就業希望の有－すぐには就けない理由（複数回答）－無・主に手助けや見守りをしているか否か・年齢（5歳階級）別
- 第 240 表 同居児童ありの女性の無業人員数，就業希望の有－求職状況－希望する仕事の形－すぐには就けない理由（複数回答）－無・年齢（5歳階級）別
- 第 241 表 同居児童ありの女性の無業人員数，就業希望の有－すぐには就けない理由（複数回答）－無・年齢（5歳階級）・健康状態別
- 第 242 表 同居児童ありの女性の無業人員数，就業希望の有－すぐには就けない理由（複数回答）－無・年齢（5歳階級）・健康意識別
- 第 243 表 同居児童ありの女性の無業人員数，就業希望の有－すぐには就けない理由（複数回答）－無・年齢（5歳階級）・健診等の受診の有無－健診等を受けなかった理由（複数回答）別
- 第 244 表 同居児童ありの女性で就業希望はあるがすぐには仕事に就けない者数，すぐには就けない理由（複数回答）・世帯構造・末子の年齢階級別
- \* 第 245 表 同居児童ありの父母の者数，1日の平均就業時間階級・末子の年齢階級別
- \* 第 246 表 同居児童ありの父母の者数，仕事の有－勤めか自営か別－勤め先での呼称－無・末子の年齢階級別
- \* 第 247 表 女性の者数，配偶者の有無・子どもの有無・仕事の有無・年齢階級（5歳階級）別

# 平成25年 国民生活基礎調査【健康票】 結果表一覧（案）

（表題の前に「\*」が付してある表は、新規作成表である。）

## 【世帯数】

- 第 1 表 世帯数，入院者－通院者－有訴者－日常生活に影響のある者の有無・世帯業態・世帯人員別
- 第 2 表 世帯数，入院者－通院者－有訴者－日常生活に影響のある者の有無・世帯構造別
- 第 3 表 世帯数，入院者－通院者－有訴者－日常生活に影響のある者の有無・世帯類型別
- 第 4 表 世帯数，入院者－通院者－有訴者－日常生活に影響のある者の有無・世帯種・世帯人員別

## 【世帯人員数】

- 第 5 表 世帯人員数，医療保険加入状況・入通院の有無・性・年齢（5歳階級）別
- 第 6 表 世帯人員数，自覚症状の有無・性・年齢（5歳階級）別
- 第 7 表 世帯人員数（6歳以上），日常生活への影響の有－日常生活影響の事柄（複数回答）－無・性・年齢（5歳階級）別
- 第 8 表 世帯人員数（6歳以上），健康意識・性・年齢（5歳階級）別
- 第 9 表 世帯人員数（6歳以上），健康状態・性・年齢（5歳階級）別
- 第 10 表 世帯人員数（6歳以上），健康状態・性・健康意識別
- 第 11 表 世帯人員数（6歳以上），普段の活動ができなかった日数・性・年齢（5歳階級）別
- 第 12 表 世帯人員数（12歳以上），悩みやストレスの有－悩みやストレスの原因（複数回答）－無・性・年齢（5歳階級）別
- 第 13 表 世帯人員数（12歳以上），悩みやストレスの有－悩みやストレスの原因（複数回答）－無・性・健康意識別
- 第 14 表 世帯人員数（12歳以上），悩みやストレスの有－悩みやストレスの原因（複数回答）－無・性・健康状態別
- \* 第 15 表 世帯人員数（12歳以上），悩みやストレスの有－悩みやストレスの原因（複数回答）－無・性・年齢（5歳階級）・平均睡眠時間別

(表題の前に「\*」が付してある表は、新規作成表である。)

第 16	表	世帯人員数 (12歳以上), 悩みやストレスの有—悩みやストレスの原因 (複数回答) —無・こころの状態 (点数階級) ・性別
* 第 17	表	世帯人員数 (12歳以上), 平均睡眠時間・性・年齢 (5歳階級) ・休養充足度別
* 第 18	表	世帯人員数 (12歳以上), 平均睡眠時間・性・健康意識・休養充足度別
* 第 19	表	世帯人員数 (12歳以上), 平均睡眠時間・性・健康状態・休養充足度別
* 第 20	表	世帯人員数 (12歳以上), 平均睡眠時間・性・こころの状態 (点数階級) ・休養充足度別
* 第 21	表	世帯人員数 (12歳以上), こころの状態 (点数階級) ・性・年齢 (5歳階級) ・平均睡眠時間別
第 22	表	世帯人員数 (12歳以上), こころの状態 (点数) ・性・年齢 (5歳階級) 別
第 23	表	世帯人員数 (12歳以上), こころの状態 (点数階級) ・性・健康意識別
第 24	表	世帯人員数 (12歳以上), 世帯構造・性・こころの状態 (点数階級) 別
第 25	表	世帯人員数 (12歳以上), 世帯類型・性・こころの状態 (点数階級) 別
第 26	表	世帯人員数 (12歳以上), こころの状態 (点数階級) ・性・普段の活動ができなかった日数別
第 27	表	世帯人員数 (15歳以上), 仕事の有—勤めか自営かの別—勤め先での呼称—無・性・年齢 (5歳階級) ・自覚症状の有無別
第 28	表	世帯人員数 (15歳以上), 仕事の有—勤めか自営かの別—勤め先での呼称—無・性・年齢 (5歳階級) ・通院の有無別
第 29	表	世帯人員数 (15歳以上), 健康意識・性・年齢 (5歳階級) ・教育別
第 30	表	世帯人員数 (15歳以上), 仕事の有—職業分類—無・性・健康状態別
第 31	表	世帯人員数 (15歳以上), 日常生活への影響の有—日常生活影響の事柄 (複数回答) —無・性・仕事の有—職業分類—無別
第 32	表	世帯人員数 (15歳以上), 普段の活動ができなかった日数・性・仕事の有—職業分類—無別
第 33	表	有業人員数 (15歳以上), 普段の活動ができなかった日数・性・勤めか自営かの別
第 34	表	世帯人員数 (15歳以上), 悩みやストレスの有—悩みやストレスの原因 (複数回答) —無・性・年齢 (5歳階級) ・教育別
第 35	表	世帯人員数 (15歳以上), 悩みやストレスの有—悩みやストレスの原因 (複数回答) —無・性・仕事の有—職業分類—無別

(表題の前に「\*」が付してある表は、新規作成表である。)

- 第 36 表 世帯人員数 (15歳以上), 仕事の有—勤めか自営かの別—勤め先での呼称—無・性・年齢 (5歳階級) ・悩みやストレスの有無別
- \* 第 37 表 世帯人員数 (15歳以上), 平均睡眠時間・性・年齢 (5歳階級) ・教育別
- \* 第 38 表 世帯人員数 (15歳以上), 平均睡眠時間・性・仕事の有—職業分類—無・休養充足度別
- 第 39 表 世帯人員数 (15歳以上), こころの状態 (点数階級) ・性・年齢 (5歳階級) ・教育別
- 第 40 表 世帯人員数 (15歳以上), こころの状態 (点数階級) ・性・仕事の有—勤めか自営かの別—勤め先での呼称—無別
- 第 41 表 世帯人員数 (15歳以上), こころの状態 (点数階級) ・性・仕事の有—職業分類—無別
- 第 42 表 無業人員数 (15歳以上), こころの状態 (点数階級) ・就業希望の有—求職状況—希望する仕事の形—すぐには就けない理由 (複数回答) —無・性別
- 第 43 表 有業人員数 (15歳以上) —平均就業期間, こころの状態 (点数階級) ・性・就業期間階級別
- 第 44 表 一般常雇者数 (15歳以上), こころの状態 (点数階級) ・性・企業規模別
- 第 45 表 世帯人員数 (15歳以上), 仕事の有—週間就業時間階級—無・こころの状態 (点数階級) ・性別
- \* 第 46 表 世帯人員数 (20歳以上), 飲酒の状況・性・年齢 (5歳階級) 別
- \* 第 47 表 世帯人員数 (20歳以上), 飲酒の状況・性・健康意識別
- \* 第 48 表 世帯人員数 (20歳以上), 飲酒の状況・性・健康状態別
- \* 第 49 表 世帯人員数 (20歳以上), 飲酒の状況・こころの状態 (点数階級) ・性別
- \* 第 50 表 世帯人員数 (20歳以上), 悩みやストレスの有—悩みやストレスの原因 (複数回答) —無・性・年齢 (5歳階級) ・飲酒の状況別
- \* 第 51 表 世帯人員数 (20歳以上), こころの状態 (点数階級) ・性・年齢 (5歳階級) ・飲酒の状況別
- \* 第 52 表 世帯人員数 (20歳以上), 飲酒の状況・性・年齢 (5歳階級) ・教育別
- \* 第 53 表 世帯人員数 (20歳以上), 飲酒の状況・性・仕事の有—職業分類—無別
- 第 54 表 世帯人員数 (20歳以上), 喫煙の有—喫煙本数—無・性・年齢 (5歳階級) 別

(表題の前に「\*」が付してある表は、新規作成表である。)

第 55 表	世帯人員数 (20歳以上) , 喫煙の有無—喫煙本数—無・性・健康意識別
第 56 表	世帯人員数 (20歳以上) , 喫煙の有無—喫煙本数—無・性・健康状態別
第 57 表	世帯人員数 (20歳以上) , 喫煙の有無—喫煙本数—無・こころの状態 (点数階級) ・性別
第 58 表	世帯人員数 (20歳以上) , 悩みやストレスの有無—悩みやストレスの原因 (複数回答) —無・性・年齢 (5歳階級) ・喫煙の有無別
第 59 表	世帯人員数 (20歳以上) , こころの状態 (点数階級) ・性・年齢 (5歳階級) ・喫煙の有無別
第 60 表	世帯人員数 (20歳以上) , 喫煙の有無・性・年齢 (5歳階級) ・教育別
第 61 表	世帯人員数 (20歳以上) , 喫煙の有無—喫煙本数—無・性・仕事の有無—職業分類—無別
* 第 62 表	世帯人員数 (20歳以上) , 日ごろ健康のために実行している事柄 (複数回答) ・健康意識・自覚症状の有無別
* 第 63 表	世帯人員数 (20歳以上) , 日ごろ健康のために実行している事柄 (複数回答) ・健康意識・通院の有無別
* 第 64 表	世帯人員数 (20歳以上) , 日ごろ健康のために実行している事柄 (複数回答) ・性・健康状態別
* 第 65 表	世帯人員数 (20歳以上) , 日ごろ健康のために実行している事柄 (複数回答) ・性・年齢 (5歳階級) ・教育別
* 第 66 表	世帯人員数 (20歳以上) , 日ごろ健康のために実行している事柄 (複数回答) ・仕事の有無—職業分類—無別
第 67 表	世帯人員数 (20歳以上) , 健診等の受診の有無—健診等を受けなかった理由 (複数回答) ・性・年齢 (5歳階級) ・教育別
第 68 表	世帯人員数 (20歳以上) , 健診等の受診の有無—健診等を受けなかった理由 (複数回答) ・性・健康意識別
第 69 表	世帯人員数 (20歳以上) , 健診等の受診の有無—健診等を受けなかった理由 (複数回答) ・性・健康状態別
第 70 表	世帯人員数 (20歳以上) , 健診等の受診の有無—健診等を受けなかった理由 (複数回答) ・性・仕事の有無—職業分類—無別
第 71 表	有業人員数 (20歳以上) , 健診等の受診の有無—健診等を受けなかった理由 (複数回答) ・性・勤めか自営かの別—勤め先での呼称別
第 72 表	世帯人員数 (20歳以上) , がん検診受診状況 (複数回答) ・性・年齢 (5歳階級) ・教育別
第 73 表	世帯人員数 (20歳以上) , がん検診受診状況 (複数回答) ・性・健康状態別



(表題の前に「\*」が付してある表は、新規作成表である。)

- 第 74 表 世帯人員数 (20歳以上), がん検診受診状況 (複数回答) ・性・仕事の有－職業分類－無別
- 第 75 表 有業人員数 (20歳以上), がん検診受診状況 (複数回答) ・性・勤めか自営かの別
- \* 第 76 表 がん検診を受けた者数 (20歳以上), 勤め先での受診状況 ・性・年齢 (5歳階級) ・教育別
- \* 第 77 表 がん検診を受けた者数 (20歳以上), 勤め先での受診状況 ・性・健康状態別
- \* 第 78 表 がん検診を受けた者数 (20歳以上), 勤め先での受診状況 ・性・仕事の有－職業分類－無別

#### 【有訴者の状況】

- 第 79 表 有訴者数, 年齢 (5歳階級) ・最も気になる症状 ・性別
- 第 80 表 有訴者数, 最も気になる症状の治療状況 (複数回答) ・最も気になる症状 ・性別
- 第 81 表 有訴者数, 最も気になる症状の治療状況 (複数回答) ・性 ・年齢 (5歳階級) 別
- 第 82 表 有訴者数 (6歳以上), 健康意識 ・最も気になる症状 ・性別
- 第 83 表 有訴者数 (6歳以上), 日常生活への影響の有－日常生活影響の事柄 (複数回答) －無 ・最も気になる症状別
- 第 84 表 有訴者数 (12歳以上), 悩みやストレスの有－悩みやストレスの原因 (複数回答) －無 ・最も気になる症状別
- 第 85 表 有訴者数 (15歳以上), 最も気になる症状の治療状況 (複数回答) ・性 ・仕事の有－職業分類－無別
- 第 86 表 有訴者数 (15歳以上), 最も気になる症状の治療状況 (複数回答) ・性 ・仕事の有－勤めか自営かの別－勤め先での呼称－無別
- 第 87 表 総症状数－平均症状数, 年齢 (5歳階級) ・症状 (複数回答) ・性別
- 第 88 表 総症状数 (12歳以上), こころの状態 (点数階級) ・症状 (複数回答) ・性別
- 第 89 表 総症状数 (15歳以上), 仕事の有－職業分類－無 ・症状 (複数回答) 別
- 第 90 表 有訴者率 (人口千対), 年齢 (5歳階級) ・症状 (複数回答) ・性別

#### 【通院者の状況】

- 第 91 表 通院者数, 年齢 (5歳階級) ・最も気になる傷病 ・性別

(表題の前に「\*」が付してある表は、新規作成表である。)

- 第 92 表 通院者数 (6歳以上) , 健康意識・最も気になる傷病・性別
- 第 93 表 通院者数 (6歳以上) , 日常生活への影響の有・日常生活影響の事柄 (複数回答) ー無・最も気になる傷病別
- 第 94 表 通院者数 (12歳以上) , 悩みやストレスの有・悩みやストレスの原因 (複数回答) ー無・最も気になる傷病別
- 第 95 表 通院者数 (15歳以上) , 仕事の有・職業分類ー無・最も気になる傷病・性別
- 第 96 表 総傷病数ー平均傷病数, 年齢 (5歳階級) ・傷病 (複数回答) ・性別
- 第 97 表 総傷病数 (12歳以上) , こころの状態 (点数階級) ・傷病 (複数回答) ・性別
- 第 98 表 総傷病数 (12歳以上) , こころの状態 (点数階級) ・傷病 (複数回答) ・日常生活への影響の有無別
- 第 99 表 総傷病数 (15歳以上) , 仕事の有・職業分類ー無・傷病 (複数回答) 別
- 第 100 表 通院者率 (人口千対) , 年齢 (5歳階級) ・傷病 (複数回答) ・性別

**【日常生活に影響のある者】**

- 第 101 表 日常生活に影響のある者数 (12歳以上) , こころの状態 (点数階級) ・日常生活影響の事柄 (複数回答) 別
- 第 102 表 日常生活に影響のある者率 (6歳以上・人口千対) , 日常生活影響の事柄 (複数回答) ・性・年齢 (5歳階級) 別

**【悩みやストレスのある者】**

- 第 103 表 悩みやストレスのある者数 (12歳以上) , 悩みやストレスの相談状況 (複数回答) ・性・年齢 (5歳階級) 別
- 第 104 表 悩みやストレスのある者数 (12歳以上) , 最も気になる悩みやストレスの相談状況 (複数回答) ・性・年齢 (5歳階級) ・最も気になる悩みやストレスの原因別
- 第 105 表 悩みやストレスのある者数 (15歳以上) , 最も気になる悩みやストレスの原因・性・年齢 (5歳階級) ・仕事の有・勤めか自営かの別ー無別
- 第 106 表 悩みやストレスのある者数 (12歳以上) , こころの状態 (点数階級) ・悩みやストレスの相談状況 (複数回答) ・性別

**【都道府県別】**

(表題の前に「\*」が付してある表は、新規作成表である。)

- 第 107 表 世帯数，入院者－通院者の有無・都道府県－21大都市（再掲）・世帯構造別
- 第 108 表 世帯数，入院者－通院者の有無・都道府県－21大都市（再掲）・世帯業態別
- 第 109 表 世帯数，入院者－通院者の有無・都道府県－21大都市（再掲）・世帯類型別
- 第 110 表 世帯人員数，入通院の有無・性・年齢（5歳階級）・都道府県－21大都市（再掲）別
- 第 111 表 世帯人員数（6歳以上），自覚症状－通院の有無・健康意識・都道府県－21大都市（再掲）別
- 第 112 表 世帯人員数（6歳以上），性・年齢（3区分階級）・都道府県－21大都市（再掲）・健康状態別
- 第 113 表 世帯人員数（6歳以上），性・年齢（3区分階級）・都道府県－21大都市（再掲）・普段の活動ができなかった日数別
- 第 114 表 日常生活に影響のある者数（6歳以上），性・年齢（5歳階級）・都道府県－21大都市（再掲）・日常生活影響の事柄（複数回答）別
- \* 第 115 表 日常生活に影響のない者数（6歳以上），性・年齢（5歳階級）・都道府県－21大都市（再掲）別
- 第 116 表 世帯人員数（12歳以上），悩みやストレスの有－悩みやストレスの原因（複数回答）－無・性・年齢（10歳階級）・都道府県－21大都市（再掲）別
- \* 第 117 表 世帯人員数（12歳以上），平均睡眠時間・性・年齢（5歳階級）・都道府県－21大都市（再掲）別
- 第 118 表 世帯人員数（12歳以上），こころの状態（点数階級）・性・年齢（10歳階級）・都道府県－21大都市（再掲）別
- \* 第 119 表 世帯人員数（20歳以上），飲酒の状況・性・年齢（5歳階級）・都道府県－21大都市（再掲）別
- 第 120 表 世帯人員数（20歳以上），喫煙の有無・性・年齢（5歳階級）・都道府県－21大都市（再掲）別
- \* 第 121 表 世帯人員数（20歳以上），日ごろ健康のために実行している事柄（複数回答）・性・年齢（5歳階級）・都道府県－21大都市（再掲）別
- 第 122 表 世帯人員数（20歳以上），健診等の受診の有無－健診等を受けなかった理由（複数回答）・性・年齢（5歳階級）・都道府県－21大都市（再掲）別

(表題の前に「\*」が付してある表は、新規作成表である。)

- 第 123 表 世帯人員数 (20歳以上) , がん検診受診状況 (複数回答) ・性・年齢 (5歳階級) ・都道府県-21大都市 (再掲) 別
- 第 124 表 有訴者数, 都道府県-21大都市 (再掲) ・性・最も気になる症状別
- 第 125 表 総症状数, 性・年齢 (3区分階級) ・症状 (複数回答) ・都道府県-21大都市 (再掲) 別
- 第 126 表 有訴者率 (人口千対) , 年齢 (5歳階級) ・都道府県-21大都市 (再掲) ・性別
- 第 127 表 通院者数, 都道府県-21大都市 (再掲) ・性・最も気になる傷病別
- 第 128 表 総傷病数, 性・年齢 (3区分階級) ・傷病 (複数回答) ・都道府県-21大都市 (再掲) 別
- 第 129 表 通院者率 (人口千対) , 年齢 (5歳階級) ・都道府県-21大都市 (再掲) ・性別
- 第 130 表 日常生活に影響のある者率 (6歳以上・人口千対) , 日常生活影響の事柄 (複数回答) ・都道府県-21大都市 (再掲) ・性別
- 第 131 表 悩みやストレスのある者数 (12歳以上) , 悩みやストレスの相談状況 (複数回答) ・性・年齢 (10歳階級) ・都道府県-21大都市 (再掲) 別
- \* 第 132 表 がん検診を受けた者数 (20歳以上) , 勤め先での受診状況 (複数回答) ・性・年齢 (5歳階級) ・都道府県-21大都市 (再掲) 別

**【35歳未満のパート・アルバイトをしている者及び希望している者】**

- 第 133 表 35歳未満のパート・アルバイトをしている者及び希望している者数, 健康状態・配偶者の有無・性・年齢 (5歳階級) 別

## 平成25年 国民生活基礎調査【介護票】 結果表一覧（案）

（表題の前に「\*」が付してある表は、新規作成表である。）

### 【介護を要する者のいる世帯数】

- 第 1 表 介護を要する者のいる世帯数，世帯構造・世帯主の年齢階級・現在の要介護度の状況別
- 第 2 表 介護を要する者のいる世帯数，世帯人員・現在の要介護度の状況別
- 第 3 表 介護を要する者のいる世帯数，世帯構造・介護保険料所得段階別
- 第 4 表 介護を要する者のいる世帯数，世帯構造・住居の種類・現在の要介護度の状況別
- 第 5 表 介護を要する者のいる世帯数，世帯構造・室数・現在の要介護度の状況別
- 第 6 表 介護を要する者のいる世帯数，世帯人員・室数・現在の要介護度の状況別
- 第 7 表 介護を要する者のいる世帯数，世帯構造・介護を要する者の年齢階級・現在の要介護度の状況別
- 第 8 表 介護を要する者のいる世帯数，日常生活の自立の状況・世帯構造別
- 第 9 表 介護を要する者のいる世帯数，介護を要する者の年齢階級・介護保険料所得段階・介護費用の負担力（複数回答）別
- 第 10 表 介護を要する者のいる世帯数，介護を要する者の年齢階級・現在の要介護度の状況・介護費用の負担力（複数回答）別

### 【介護を要する者数】

- 第 11 表 介護を要する者数，世帯構造・性・年齢階級別
- 第 12 表 介護を要する者数，配偶者の有無・性・年齢階級別
- 第 13 表 介護を要する者数，悩みやストレスの有無・悩みやストレスの原因（複数回答）無・性・年齢階級別
- 第 14 表 介護を要する者数，主な介護者の介護を要する者との続柄・従たる介護者の有無・従たる介護者の介護を要する者との続柄無別
- 第 15 表 介護を要する者数，健康意識・性・年齢階級別
- 第 16 表 介護を要する者数，健康状態・性・年齢階級別
- 第 17 表 介護を要する者数，年齢階級・自覚症状の有無・症状（複数回答）無・性別
- 第 18 表 介護を要する者数，年齢階級・通院の有無・傷病（複数回答）無・性別
- 第 19 表 介護を要する者数，世帯構造・従たる介護者の有無・従たる介護者の介護を要する者との続柄無別
- \* 第 20 表 介護を要する者数，平均睡眠時間・性・年齢階級・休養充足度別

(表題の前に「\*」が付してある表は、新規作成表である。)

- 第 21 表 介護を要する者数, ころの状態 (点数階級) ・性・年齢階級別
- \* 第 22 表 介護を要する者数, 平均睡眠時間・年齢階級・現在の要介護度の状況・休養充足度別
- 第 23 表 介護を要する者数, ころの状態 (点数階級) ・年齢階級・現在の要介護度の状況別

【介護が必要となった原因】

- 第 24 表 介護を要する者数, 日常生活の自立の状況・介護が必要となった主な原因別
- 第 25 表 介護を要する者数, 介護が必要となった主な原因・通院の有無・性・年齢階級別
- 第 26 表 介護を要する者数, 現在の要介護度の状況・介護が必要となった主な原因別
- 第 27 表 介護を要する者数, 介護が必要となった原因 (複数回答) ・通院の有無・性・年齢階級別

【要介護度の状況】

- 第 28 表 介護を要する者数, 現在の要介護度の状況・介護保険料所得段階・年齢階級別
- 第 29 表 介護を要する者数, 現在の要介護度の状況・性・年齢階級別
- 第 30 表 介護を要する者数, 現在の要介護度の状況・性・1年前の要介護度の状況別
- 第 31 表 介護を要する者数, この1年間の要介護度の変化・性・年齢階級別
- 第 32 表 介護を要する者数, 現在の要介護度の状況・通院の有無・年齢階級別
- 第 33 表 介護を要する者数, 悩みやストレスの有無・悩みやストレスの原因 (複数回答) ー無・現在の要介護度の状況・年齢階級別
- 第 34 表 介護を要する者数, 日常生活への影響の有無・日常生活影響の事柄 (複数回答) ー無・現在の要介護度の状況別
- 第 35 表 介護を要する者数, 健康意識・現在の要介護度の状況別
- 第 36 表 介護を要する者数, 現在の要介護度の状況・自覚症状の有無・症状 (複数回答) ー無別

【日常生活の自立の状況】

- 第 37 表 介護を要する者数, 日常生活の自立の状況・通院の有無・現在の要介護度の状況別
- 第 38 表 介護を要する者数, 日常生活の自立の状況・悩みやストレスの有無・悩みやストレスの原因 (複数回答) ー無別
- 第 39 表 介護を要する者数, 日常生活の自立の状況・日常生活の自立の状況の期間・性・年齢階級別

【介護サービスの利用状況】

- 第 40 表 介護を要する者数, 世帯構造・介護サービスの利用状況・利用した介護サービスの種類 (複数回答) 別

(表題の前に「\*」が付してある表は、新規作成表である。)

- 第 41 表 介護を要する者数，世帯人員・利用した介護サービスの種類（複数回答）別
- 第 42 表 介護を要する者数，日常生活の自立の状況・利用した介護サービスの種類（複数回答）別
- 第 43 表 介護を要する者数，性・年齢階級・介護サービスの利用状況・利用した介護サービスの種類（複数回答）別
- 第 44 表 介護を要する者数，現在の要介護度の状況・介護サービスの利用状況・利用した介護サービスの種類（複数回答）別
- 第 45 表 介護を要する者数，世帯構造・利用した介護サービスの種類（複数回答）・介護保険料所得段階別
- 第 46 表 介護を要する者数，介護費用の負担力（複数回答）・介護サービスの利用状況・利用した介護サービスの種類（複数回答）別
- 第 47 表 介護サービス利用者数，主な介護者の介護時間・利用した介護サービスの種類（複数回答）別
- 第 48 表 介護保険制度によるサービスを利用していない者数，介護を要する者の年齢階級・この調査票の回答者・介護保険制度によるサービスを利用していない理由（複数回答）・性別
- 第 49 表 介護保険制度によるサービスを利用していない者数，現在の要介護度の状況・この調査票の回答者・介護保険制度によるサービスを利用していない理由（複数回答）別
- 第 50 表 介護保険制度によるサービスを利用していない者数，世帯構造・この調査票の回答者・従たる介護者の有無・介護保険制度によるサービスを利用していない理由（複数回答）別
- 第 51 表 介護保険制度によるサービスを利用していない者のいる世帯数，世帯構造・現在の要介護度の状況・介護保険制度によるサービスを利用していない理由（複数回答）別
- 第 52 表 介護保険制度によるサービスを利用していない者のいる世帯数，世帯構造・主な介護者の介護を要する者との続柄・介護保険制度によるサービスを利用していない理由（複数回答）別

#### 【介護サービスの費用】

- 第 53 表 介護を要する者数－1人当たり平均介護サービス費用額，現在の要介護度の状況・介護保険制度による介護サービスの費用の有－介護保険制度による介護サービスの費用額階級－無別
- 第 54 表 介護を要する者数－1人当たり平均介護サービス費用額，世帯構造・介護保険制度による介護サービスの費用の有－介護保険制度による介護サービスの費用額階級－無別
- 第 55 表 介護を要する者数，介護保険料所得段階・介護保険制度による介護サービスの費用の有－介護保険制度による介護サービスの費用額階級－無別
- 第 56 表 介護を要する者数－1人当たりの平均介護サービス費用額，家計支出額階級・介護保険制度による介護サービスの費用の有－介護保険制度による介護サービスの費用額階級－無別

#### 【介護費用の負担力】

(表題の前に「\*」が付してある表は、新規作成表である。)

第 57 表 介護を要する者数，年齢階級・現在の要介護度の状況・介護費用の負担力（複数回答）別

第 58 表 介護を要する者数，介護費用の負担力（複数回答）・介護保険制度による介護サービスの費用の有無・介護保険制度による介護サービスの費用額階級－無別

【家族、親族等の介護の状況】

第 59 表 介護を要する者数，日常生活の自立の状況・主な介護者の同居・主な介護者の介護を要する者との続柄別

第 60 表 介護を要する者数，現在の要介護度の状況・主な介護者の介護を要する者との続柄・世帯構造別

第 61 表 介護を要する者数，主な介護者の介護を要する者との続柄・従たる介護者数・利用した居宅サービスの種類（複数回答）別

第 62 表 同居の主な介護者数，主な介護者の介護を要する者との続柄・主な介護者の性・主な介護者の年齢階級別

第 63 表 同居の主な介護者数，介護を要する者の性・介護を要する者の年齢階級・主な介護者の性・主な介護者の年齢階級別

第 64 表 同居の主な介護者数，介護を要する者の現在の要介護度の状況・主な介護者の性・主な介護者の年齢階級・主な介護者の健康意識別

第 65 表 同居の主な介護者数，介護を要する者の現在の要介護度の状況・主な介護者の性・主な介護者の自覚症状の有無・主な介護者の最も気になる症状－無別

第 66 表 同居の主な介護者数，介護を要する者の現在の要介護度の状況・主な介護者の性・主な介護者の悩みやストレスの有無・悩みやストレスの原因（複数回答）－無別

第 67 表 同居の主な介護者数，介護を要する者の現在の要介護度の状況・主な介護者の介護を要する者との続柄・主な介護者の仕事の有無・主な介護者の勤めか自営かの別－無別

第 68 表 同居の主な介護者数，主な介護者の健康意識・主な介護者の仕事の有無・主な介護者の介護時間別

第 69 表 同居の主な介護者数，主な介護者の仕事の有無・主な介護者の介護時間・主な介護者の自覚症状の有無・主な介護者の最も気になる症状－無別

第 70 表 同居の主な介護者数，主な介護者の仕事の有無・主な介護者の介護時間・主な介護者の悩みやストレスの有無・悩みやストレスの原因（複数回答）－無別

第 71 表 同居の主な介護者数，主な介護者の仕事の有無・主な介護者の介護時間・主な介護者の介護を要する者との続柄・利用した居宅サービスの種類（複数回答）別

第 72 表 同居の主な介護者数，介護を要する者の日常生活の自立の状況・主な介護者の仕事の有無・主な介護者の介護時間別

\* 第 73 表 同居の主な介護者数，主な介護者の平均睡眠時間・主な介護者の性・主な介護者の年齢階級・主な介護者の休養充足度別



(表題の前に「\*」が付してある表は、新規作成表である。)

- 第 74 表 同居の主な介護者数, 主な介護者のこころの状態 (点数階級) ・  
主な介護者の性・主な介護者の年齢階級別
- 第 75 表 同居の主な介護者数, 介護を要する者の現在の要介護度の状況・  
主な介護者の性・主な介護者の日常生活への影響の有・日常生活  
影響の事柄 (複数回答) - 無別
- 第 76 表 同居の主な介護者数, 主な介護者の仕事の有無・主な介護者の介  
護時間・主な介護者の日常生活への影響の有・日常生活影響の事  
柄 (複数回答) - 無別
- 第 77 表 同居の主な介護者数, 主な介護者の介護を要する者との続柄・主  
な介護内容 (複数回答) ・介護者の組合せ別
- \* 第 78 表 同居の主な介護者数, 主な介護者の平均睡眠時間・主な介護者の  
年齢階級・主な介護者の介護時間・主な介護者の休養充足度別
- 第 79 表 同居の主な介護者数, 主な介護者のこころの状態 (点数階級) ・  
主な介護者の年齢階級・主な介護者の介護時間別
- \* 第 80 表 同居の主な介護者数, 介護を要する者の現在の要介護度の状況・  
主な介護者の年齢階級・平均睡眠時間・主な介護者の休養充足度  
別
- 第 81 表 同居の主な介護者数, 介護を要する者の現在の要介護度の状況・  
主な介護者の年齢階級・主な介護者のこころの状態 (点数階級)  
別
- 第 82 表 主な介護者の続柄が家族-親族である介護を要する者数, 世帯構  
造・主な介護者の同別居・主な介護者の介護を要する者との続柄  
別
- 第 83 表 同居の主な介護者数, 介護を要する者の性・介護を要する者の年  
齢階級・主な介護者の性・主な介護者の介護を要する者との続柄  
別
- 第 84 表 同居の主な介護者数, 介護を要する者の現在の要介護度の状況・  
主な介護者の介護時間別
- 第 85 表 同居の主な介護者数, 主な介護者の健康状態・主な介護者の性・  
主な介護者の介護時間別
- 第 86 表 同居の主な介護者数, 主な介護者の悩みやストレスの有・悩みや  
ストレスの原因 (複数回答) - 無・主な介護者の性・主な介護者  
の年齢階級別
- 第 87 表 従たる介護者数, 従たる介護者の介護頻度・従たる介護者の同別  
居・従たる介護者の介護を要する者との続柄別
- 第 88 表 従たる介護者数, 介護を要する者の現在の要介護度の状況・従た  
る介護者数・従たる介護者の介護頻度別
- 第 89 表 従たる介護者数, 従たる介護者の介護を要する者との続柄・従た  
る介護者の性・従たる介護者の年齢階級別

**【家族、親族と訪問介護事業者による主な介護内容】**

- 第 90 表 介護を要する者数, 世帯構造・主な介護内容 (複数回答) ・介護  
者の組合せ別
- 第 91 表 介護を要する者数, 性・年齢階級・主な介護内容 (複数回答) ・  
介護者の組合せ別

(表題の前に「\*」が付してある表は、新規作成表である。)

- 第 92 表 介護を要する者数，現在の要介護度の状況・主な介護内容（複数回答）・介護者の組合せ別
- 第 93 表 同居の主な介護者数，主な介護内容（複数回答）・主な介護者の性・介護者の組合せ別

# 平成25年 国民生活基礎調査【所得票】 結果表一覧（案）

（表題の前に「\*」が付してある表は、新規作成表である。）

## 【年次推移】

- 第 1 表 平均所得金額－平均世帯人員－平均有業人員，年次別
- 第 2 表 世帯数の相対度数分布－累積度数分布，年次・所得金額階級別
- 第 3 表 1世帯当たり平均所得金額－構成割合，年次・所得の種類別
- 第 4 表 当該所得のある世帯数の構成割合，年次・所得の種類別
- 第 5 表 当該所得のある1世帯当たり平均所得金額，年次・所得の種類別
- 第 6 表 1世帯当たり平均所得金額－世帯人員1人当たり平均所得金額，所得五分位階級・年次別
- 第 7 表 所得五分位値－中央値，年次別
- 第 8 表 1世帯当たり平均所得金額－世帯人員1人当たり平均所得金額，世帯主の年齢（10歳階級）・年次別
- 第 9 表 1世帯当たり平均所得金額，世帯業態・年次別
- 第 10 表 1世帯当たり平均所得金額，世帯構造・年次別
- 第 11 表 1世帯当たり平均所得金額－等価可処分所得金額，世帯類型－児童のいる世帯－65歳以上の者のいる世帯・年次別
- 第 12 表 高齢者世帯の平均所得金額－平均世帯人員－平均有業人員，年次別
- 第 13 表 高齢者世帯数の相対度数分布－累積度数分布，年次・所得金額階級別
- 第 14 表 高齢者世帯の1世帯当たり平均所得金額－構成割合，年次・所得の種類別
- 第 15 表 公的年金-恩給を受給している高齢者世帯数の構成割合，公的年金-恩給の総所得に占める割合・年次別
- 第 16 表 児童のいる世帯の平均所得金額－平均世帯人員－平均有業人員，年次別
- 第 17 表 児童のいる世帯数の相対度数分布－累積度数分布，年次・所得金額階級別

(表題の前に「\*」が付してある表は、新規作成表である。)

- 第 18 表 児童のいる世帯の1世帯当たり平均所得金額－構成割合，年次・所得の種類別
- 第 19 表 有業者（15歳以上）1人当たり平均所得金額，勤めか自営か－勤め先での呼称・性・年次別
- 第 20 表 世帯数の構成割合，生活意識・年次別
- 第 21 表 当該所得のある1世帯当たり平均所得金額，所得の種類・世帯類型－児童のいる世帯－65歳以上の者のいる世帯・年次別

### 【所得の状況】

- 第 22 表 世帯数の相対度数分布－1世帯当たり平均所得金額－世帯人員1人当たり平均所得金額－中央値－平均所得金額以下の世帯の割合，世帯類型－児童のいる世帯－65歳以上の者のいる世帯－標準4人世帯・所得金額階級別
- 第 23 表 世帯数，世帯人員・所得金額階級別
- 第 24 表 世帯数，世帯業態・所得金額階級別
- 第 25 表 世帯数，世帯構造・所得金額階級別
- 第 26 表 世帯数，世帯類型－児童のいる世帯－65歳以上の者のいる世帯・所得金額階級別
- 第 27 表 世帯数，世帯主の年齢（10歳階級）・所得金額階級別
- \* 第 28 表 世帯数，市郡・所得金額階級別
- 第 29 表 世帯数，地域ブロック・所得金額階級別
- 第 30 表 世帯数，最多所得者の職業分類・所得金額階級別
- 第 31 表 世帯数，世帯主の年齢（10歳階級）・世帯人員1人当たり所得金額階級別
- 第 32 表 世帯数，所得五分位階級・世帯業態別
- \* 第 33 表 世帯数，所得五分位階級・世帯類型－児童のいる世帯－65歳以上の者のいる世帯別
- 第 34 表 世帯数，所得五分位階級・世帯主の年齢（5歳階級）別
- 第 35 表 世帯数，世帯人員・有業人員・所得五分位階級別

(表題の前に「\*」が付してある表は、新規作成表である。)

第 36 表 世帯数，世帯種・世帯人員・所得五分位階級別

【平均所得金額】

第 37 表 平均所得金額－平均有業人員，世帯人員別

第 38 表 平均所得金額－平均世帯人員，有業人員別

第 39 表 平均所得金額－平均世帯人員－平均有業人員，世帯業態別

第 40 表 平均所得金額－平均世帯人員－平均有業人員，世帯構造別

第 41 表 平均所得金額－平均世帯人員－平均有業人員，世帯類型－児童のいる世帯－65歳以上の者のいる世帯別

第 42 表 平均所得金額－平均世帯人員－平均有業人員，市郡別

第 43 表 平均所得金額－平均世帯人員－平均有業人員，地域ブロック別

第 44 表 平均所得金額－平均世帯人員－平均有業人員，世帯主の年齢（10歳階級）別

第 45 表 平均所得金額－平均世帯人員－平均有業人員，最多所得者の年齢（10歳階級）別

第 46 表 平均所得金額－平均世帯人員－平均有業人員，所得五分位階級別

【所得の種類】

第 47 表 世帯数，所得の種類（重複計上）・所得五分位階級・当該所得の総所得に占める割合別

第 48 表 世帯数，基礎的所得の種類・所得五分位階級・基礎的所得の割合別

第 49 表 世帯数，基礎的所得の種類・世帯類型－児童のいる世帯－65歳以上の者のいる世帯・所得五分位階級別

第 50 表 世帯数，所得の種類（重複計上）・所得五分位階級・世帯業態別

第 51 表 世帯数，所得の種類（重複計上）・所得五分位階級・世帯構造別

第 52 表 世帯数，所得の種類（重複計上）・世帯類型－児童のいる世帯－65歳以上の者のいる世帯・所得五分位階級別

\* 第 53 表 世帯数，所得の種類（重複計上）・世帯主の年齢（10歳階級）・所得五分位階級別

(表題の前に「\*」が付してある表は、新規作成表である。)

- 第 54 表 1世帯当たり平均所得金額—構成割合，所得の種類・世帯業態別
- 第 55 表 当該所得のある1世帯当たり平均所得金額，所得の種類・世帯業態別
- 第 56 表 1世帯当たり平均所得金額—構成割合，所得の種類・世帯構造別
- \* 第 57 表 当該所得のある1世帯当たり平均所得金額，所得の種類・世帯構造別
- 第 58 表 1世帯当たり平均所得金額—構成割合，所得の種類・世帯類型—児童のいる世帯—65歳以上の者のいる世帯別
- 第 59 表 当該所得のある1世帯当たり平均所得金額，所得の種類・世帯類型—児童のいる世帯—65歳以上の者のいる世帯別
- \* 第 60 表 1世帯当たり平均所得金額—構成割合，所得の種類・世帯主の年齢（10歳階級）別
- \* 第 61 表 当該所得のある1世帯当たり平均所得金額，所得の種類・世帯主の年齢（10歳階級）別
- \* 第 62 表 1世帯当たり平均所得金額—構成割合，所得の種類・所得五分位階級別
- 第 63 表 当該所得のある1世帯当たり平均所得金額，所得の種類・所得五分位階級別

#### 【可処分所得】

- 第 64 表 世帯数，世帯人員・可処分所得金額階級別
- 第 65 表 世帯数，有業人員・可処分所得金額階級別
- 第 66 表 世帯数，世帯業態・可処分所得金額階級別
- 第 67 表 世帯数，世帯構造・可処分所得金額階級別
- 第 68 表 世帯数，世帯類型—児童のいる世帯—65歳以上の者のいる世帯・可処分所得金額階級別
- 第 69 表 世帯数，世帯主の年齢（10歳階級）・可処分所得金額階級別
- 第 70 表 世帯数，地域ブロック・可処分所得金額階級別
- 第 71 表 世帯数，世帯種・可処分所得金額階級別
- 第 72 表 世帯数，世帯主の年齢（10歳階級）・世帯人員1人当たり可処分所得金額階級別

(表題の前に「\*」が付してある表は、新規作成表である。)

- 第 73 表 世帯数，世帯類型－児童のいる世帯－65歳以上の者のいる世帯・可処分所得の総所得に占める割合別
- 第 74 表 世帯数，世帯人員・可処分所得の総所得に占める割合別
- 第 75 表 1世帯当たり平均可処分所得金額，世帯人員・所得五分位階級別

#### 【家計支出の状況】

- 第 76 表 世帯数，家計支出額階級・世帯主の年齢（10歳階級）・所得金額階級別
- 第 77 表 世帯数，家計支出額階級・世帯主の年齢（10歳階級）・可処分所得金額階級別
- 第 78 表 世帯数，仕送りの有－仕送り先（複数回答）－無・所得金額階級別
- 第 79 表 世帯数，仕送りの家計支出額に占める割合・所得金額階級別

#### 【公的年金・恩給の状況】

- 第 80 表 世帯人員（20歳以上）1人当たり平均所得金額，公的年金加入状況・所得の種類別
- 第 81 表 公的年金-恩給受給者のいる世帯の1世帯当たり平均所得金額，所得五分位階級・世帯構造別
- 第 82 表 公的年金-恩給受給者のいる世帯数，公的年金-恩給の総所得に占める割合・市郡・所得五分位階級別
- \* 第 83 表 公的年金-恩給受給者のいる世帯数，家族形態・世帯主の年齢階級・所得金額階級別
- \* 第 84 表 世帯数，家族形態・世帯主の年齢階級・公的年金-恩給受給の有－公的年金-恩給額階級－無別
- \* 第 85 表 公的年金-恩給受給者のいる世帯数，世帯構造・世帯主の年齢階級・所得金額階級別
- \* 第 86 表 世帯数，世帯構造・世帯主の年齢階級・公的年金-恩給受給の有－公的年金-恩給額階級－無別
- 第 87 表 世帯人員数（15歳以上），年齢（5歳階級）・性・公的年金-恩給受給の有－公的年金-恩給額階級－無別
- 第 88 表 公的年金-恩給を受給している世帯人員数（15歳以上），教育・性・公的年金-恩給額階級別
- \* 第 89 表 世帯数，公的年金-恩給受給の有－公的年金-恩給額階級－無・世帯主の年齢階級・稼働所得金額階級別

(表題の前に「\*」が付してある表は、新規作成表である。)

- \* 第 90 表 夫婦ともに60歳以上の夫婦組数，妻の公的年金-恩給受給の有-公的年金-恩給額階級-無・夫の年齢階級・夫の公的年金-恩給受給の有-公的年金-恩給額階級-無別

### 【健康の状況】

- \* 第 91 表 世帯人員数（12歳以上），健康意識・世帯人員1人当たり所得金額階級別
- \* 第 92 表 世帯人員数（12歳以上），睡眠時間・世帯人員1人当たり所得金額階級別
- \* 第 93 表 世帯人員数（12歳以上），休養充足度・世帯人員1人当たり所得金額階級別
- \* 第 94 表 世帯人員数（20歳以上），飲酒の状況・世帯人員1人当たり所得金額階級別
- \* 第 95 表 世帯人員数（20歳以上），喫煙の状況・世帯人員1人当たり所得金額階級別
- \* 第 96 表 世帯人員数（20歳以上），日ごろ健康のために実行している事柄（複数回答）・世帯人員1人当たり所得金額階級別
- 第 97 表 世帯人員数（20歳以上），健診等の受診の有-検診等を受けなかった理由（複数回答）-無・世帯人員1人当たり所得金額階級別
- 第 98 表 世帯人員数（20歳以上），がん検診受診状況（複数回答）・世帯人員1人当たり所得金額階級別

### 【所得者・稼働者の状況】

- 第 99 表 稼働所得のある世帯数，世帯業態・世帯構造・稼働者構成別
- 第 100 表 世帯数，世帯業態・所得者構成別
- 第 101 表 世帯数，世帯類型-児童のいる世帯-65歳以上の者のいる世帯・所得者構成別
- 第 102 表 世帯数，所得五分位階級・所得者構成別
- \* 第 103 表 世帯数，世帯主の年齢（10歳階級）・世帯構造・所得者構成別
- 第 104 表 世帯数-児童のいる世帯数，世帯主の仕事の有-勤めか自営かの別-勤め先での呼称-無・所得者構成別
- 第 105 表 世帯数，最多所得者の総所得に占める割合・所得金額階級別



(表題の前に「\*」が付してある表は、新規作成表である。)

- 第 106 表 世帯数，最多所得者の年齢（10歳階級）・世帯構造・所得者構成別
- 第 107 表 世帯数，最多所得者の仕事の有－勤めか自営かの別－勤め先での呼称－無・最多所得者の総所得に占める割合別
- \* 第 108 表 世帯数，最多所得者の仕事の有－勤めか自営かの別－勤め先での呼称－無・世帯構造・所得者構成別
- 第 109 表 世帯数，最多所得者の仕事の有－勤めか自営かの別－勤め先での呼称－無・世帯構造・稼働者構成別
- 第 110 表 有所得者数（15歳以上）－児童のいる世帯の有所得者数（15歳以上），所得者構成・仕事の有－勤めか自営かの別－勤め先での呼称－無別
- 第 111 表 有業人員数（15歳以上）－児童のいる世帯の有業人員数（15歳以上），稼働者構成・勤めか自営かの別－勤め先での呼称別
- 第 112 表 有業人員数（15歳以上），勤めか自営かの別－勤め先での呼称・配偶者の有無・性・所得金額階級別
- 第 113 表 役員以外の雇用者数（15歳以上），勤め先での呼称・教育・年齢（10歳階級）・性・所得金額階級別
- \* 第 114 表 役員以外の雇用者数（15歳以上），勤め先での呼称・教育・性・所得金額階級別
- 第 115 表 有所得者1人当たり平均所得金額，所得の種類・性・年齢（5歳階級）別
- 第 116 表 有業者（15歳以上）1人当たり平均所得金額，勤めか自営かの別－勤め先での呼称・性・年齢（10歳階級）別
- 第 117 表 役員以外の雇用者（15歳以上）1人当たり平均所得金額，教育・勤め先での呼称・性・年齢（10歳階級）別
- \* 第 118 表 有業人員1人当たり平均稼働所得金額，勤めか自営かの別－勤め先での呼称・性・年齢（10歳階級）別
- 第 119 表 35歳未満のパート・アルバイトをしている者及び希望している者のいる世帯数，所得五分位階級・所得者構成別
- 第 120 表 35歳未満のパート・アルバイトをしている者及び希望している者のいる世帯数，世帯構造・所得者構成別
- 第 121 表 35歳未満のパート・アルバイトをしている者及び希望している者のいる世帯数，最多所得者の年齢（10歳階級）・所得者構成別
- 第 122 表 35歳未満の主に仕事をしている者の1人当たり平均所得金額，勤めか自営かの別－勤め先での呼称・性・配偶者の有無別

**【65歳以上の者のいる世帯】**

- 第 123 表 65歳以上の者のいる世帯数，世帯業態・所得金額階級別

(表題の前に「\*」が付してある表は、新規作成表である。)

- 第 124 表 65歳以上の者のいる世帯数，世帯構造・所得金額階級別
- 第 125 表 65歳以上の者のいる世帯数，世帯人員・有業人員・所得五分位階級別
- 第 126 表 65歳以上の者のいる世帯の平均所得金額－平均世帯人員－平均有業人員，世帯構造別
- 第 127 表 65歳以上の者のいる世帯の平均所得金額－平均有業人員，夫婦の年齢階級別
- 第 128 表 65歳以上の者のいる世帯の1世帯当たり平均所得金額，世帯構造・所得の種類別
- 第 129 表 65歳以上の者のいる世帯の1世帯当たり平均所得金額，世帯構造・所得五分位階級別
- 第 130 表 65歳以上の者のいる世帯の1世帯当たり平均所得金額，所得五分位階級・世帯業態別
- 第 131 表 世帯人員数（65歳以上），子との同別居状況・性・所得金額階級別
- 第 132 表 65歳以上の者のいる世帯の1世帯当たり平均所得金額，最多所得者の職業分類・所得五分位階級別

#### 【高齢者世帯】

- 第 133 表 高齢者世帯数，公的年金-恩給の総所得に占める割合・所得金額階級別
- 第 134 表 高齢者世帯数，所得五分位階級・可処分所得の総所得に占める割合別
- 第 135 表 高齢者世帯数，子との同別居状況・仕送りの有無・所得金額階級別
- \* 第 136 表 高齢者世帯数，世帯主の子との同別居状況・所得金額階級別

#### 【児童のいる世帯】

- 第 137 表 児童のいる世帯数，児童数・有業人員・所得五分位階級別
- 第 138 表 児童のいる世帯数，世帯主の年齢（10歳階級）・所得金額階級別
- 第 139 表 児童のいる世帯の平均所得金額－平均世帯人員－平均有業人員，世帯構造別
- \* 第 140 表 児童のいる世帯の平均所得金額－平均世帯人員－平均有業人員－平均児童数，市郡別
- 第 141 表 児童のいる世帯の平均所得金額－平均世帯人員－平均有業人員，世帯主の年齢(10歳階級)別

(表題の前に「\*」が付してある表は、新規作成表である。)

- 第 142 表 平均所得金額－平均世帯人員－平均有業人員，児童の有－児童数－無別
- 第 143 表 児童のいる世帯の平均所得金額－平均世帯人員－平均有業人員，末子の年齢階級別
- \* 第 144 表 児童のいる世帯の有業人員 1 人当たり平均稼働所得金額，勤めか自営かの別－勤め先での呼称・性・年齢（10歳階級）別
- 第 145 表 1 世帯当たり平均所得金額－全世帯の平均所得金額を100としたときの指数，児童の有無・世帯業態別
- 第 146 表 児童のいる世帯の 1 世帯当たり平均所得金額，世帯業態・所得五分位階級別
- 第 147 表 乳幼児のいる世帯数，末子の保育者等の状況・所得金額階級別
- 第 148 表 乳幼児のいる世帯数，末子の保育所利用の有無・乳幼児数・所得金額階級別
- 第 149 表 乳幼児のいる世帯数，末子の保育所利用の有無・父母の就業状況・所得金額階級別
- \* 第 150 表 乳幼児のいる世帯数，育児にかかった費用の家計支出に占める割合・乳幼児数・所得金額階級別
- 第 151 表 同居児童ありの女性のいる世帯数，乳幼児の有－末子の保育者等の状況－無・所得金額階級別
- 第 152 表 同居児童ありの女性の有業人員数，勤めか自営かの別・所得金額階級別
- 第 153 表 同居児童ありの女性の有業人員数，勤めか自営かの別－勤め先での呼称・所得者構成別
- 第 154 表 同居児童ありの女性の有業人員数，末子の年齢階級・教育・所得者構成別

#### 【課税等の状況】

- 第 155 表 世帯数－1 世帯当たり平均金額，拠出金等の種類・世帯人員別
- 第 156 表 世帯数－1 世帯当たり平均金額，拠出金等の種類・世帯業態別
- 第 157 表 世帯数－1 世帯当たり平均金額，拠出金等の種類・世帯類型－児童のいる世帯－65歳以上の者のいる世帯別
- 第 158 表 世帯数－1 世帯当たり平均金額，拠出金等の種類・世帯主の年齢（10歳階級）別
- 第 159 表 世帯数－1 世帯当たり平均金額，拠出金等の種類・所得五分位階級別
- 第 160 表 世帯数，世帯業態・拠出金の有－拠出金額階級－無別

(表題の前に「\*」が付してある表は、新規作成表である。)

- 第 161 表 世帯数，世帯類型－児童のいる世帯－65歳以上の者のいる世帯・  
 抛出金の有－抛出金額階級－無別
- 第 162 表 世帯数，所得五分位階級・抛出金の有－抛出金額階級－無別
- 第 163 表 世帯数，課税の状況・世帯類型－児童のいる世帯－65歳以上の者の  
 いる世帯・所得金額階級別
- 第 164 表 世帯数，課税の状況・世帯業態別
- 第 165 表 世帯数，課税の状況・所得五分位階級別
- 第 166 表 世帯数，課税の状況・世帯主の年齢（5歳階級）別
- 第 167 表 世帯数，世帯主の年齢（10歳階級）・所得税額階級別
- 第 168 表 世帯数，世帯主の年齢（10歳階級）・住民税額階級別
- 第 169 表 世帯数，世帯業態・社会保険料額階級別
- 第 170 表 世帯数，世帯類型－児童のいる世帯－65歳以上の者のいる世帯・  
 社会保険料額階級別
- 第 171 表 世帯数，世帯主の年齢（10歳階級）・社会保険料額階級別
- 第 172 表 世帯数，所得五分位階級・社会保険料額階級別
- 第 173 表 社会保険料のある世帯の1世帯当たり平均社会保険料額－総所得  
 に占める割合，世帯主の年齢(10歳階級)・社会保険料の種類別
- 第 174 表 社会保険料のある世帯の1世帯当たり平均社会保険料額－総所得  
 に占める割合，所得五分位階級・社会保険料の種類別
- 第 175 表 世帯数，世帯類型－児童のいる世帯－65歳以上の者のいる世帯・  
 固定資産税額階級別
- 第 176 表 世帯数，世帯主の年齢（10歳階級）・固定資産税額階級別

#### 【生活意識の状況】

- 第 177 表 平均所得金額－平均世帯人員－平均有業人員，生活意識別
- \* 第 178 表 世帯数，世帯類型－児童のいる世帯－65歳以上の者のいる世帯・  
 生活意識別
- \* 第 179 表 世帯数，世帯主の仕事の有－勤めか自営かの別－勤め先での呼称  
 －無・生活意識別

(表題の前に「\*」が付してある表は、新規作成表である。)

第 180 表 世帯数，最多所得者の仕事の有－勤めか自営かの別－勤め先での呼称－無・生活意識別

第 181 表 65歳以上の者のいる世帯数，生活意識・世帯構造別

第 182 表 高齢者世帯数，世帯主の公的年金受給の有－公的年金受給の種類（複数回答）－無・生活意識別

第 183 表 世帯数，児童の有－児童数－無・所得五分位階級・生活意識別

第 184 表 世帯人員数（6歳以上），日常生活への影響の有－日常生活影響の事柄（複数回答）－無・生活意識別

第 185 表 世帯人員数（6歳以上），健康意識・生活意識別

第 186 表 世帯人員数（12歳以上），こころの状態（点数階級）・生活意識別

第 187 表 有業人員数（15歳以上），健康状態・性・生活意識別

第 188 表 世帯数，入院者－通院者－手助けや見守りを要する者のいる世帯・所得五分位階級・生活意識別

第 189 表 35歳未満のパート・アルバイトをしている者及び希望している者のいる世帯数，所得者構成・生活意識別

第 190 表 同居児童ありの女性のいる世帯数，乳幼児の有－末子の保育者等の状況－無・仕事の有無・生活意識別

#### 【貧困の状況】

第 191 表 貧困率－中央値－貧困線，年次・全世帯－子ども－子どもがいる現役世帯別

\* 第 192 表 世帯員の相対度数分布－累積度数分布，年次・全世帯－子ども－子どもがいる現役世帯・等価可処分所得金額階級別

## 平成25年 国民生活基礎調査【貯蓄票】 結果表一覧（案）

（表題の前に「\*」が付してある表は、新規作成表である。）

### 【貯蓄の状況】

- 第 1 表 世帯数－1世帯当たり平均貯蓄額，世帯主の年齢（10歳階級）・貯蓄の有無－貯蓄額階級別
- 第 2 表 世帯数－1世帯当たり平均貯蓄額，世帯業態・貯蓄の有無－貯蓄額階級別
- 第 3 表 世帯数－1世帯当たり平均貯蓄額，世帯構造・貯蓄の有無－貯蓄額階級別
- 第 4 表 世帯数－1世帯当たり平均貯蓄額，世帯類型－児童のいる世帯－65歳以上の者のいる世帯・貯蓄の有無－貯蓄額階級別
- 第 5 表 世帯数，貯蓄の有無－貯蓄額階級・所得金額階級別
- 第 6 表 世帯数，貯蓄の有無－貯蓄額階級・世帯業態・所得五分位階級別
- 第 7 表 世帯数，貯蓄の有無－貯蓄額階級・世帯構造・所得五分位階級別
- \* 第 8 表 世帯数，貯蓄の有無－貯蓄額階級・世帯類型－児童のいる世帯－65歳以上の者のいる世帯・所得五分位階級別
- 第 9 表 世帯数，貯蓄の有無－貯蓄額階級・世帯構造・世帯主の年齢（10歳階級）別
- 第 10 表 世帯数，貯蓄の有無－貯蓄額階級・住居の種類・所得五分位階級別
- 第 11 表 世帯数，世帯主の教育・貯蓄の有無－貯蓄額階級別

### 【貯蓄の増減】

- 第 12 表 世帯数，貯蓄の増減状況－減額理由（複数回答）・所得金額階級別
- 第 13 表 世帯数，貯蓄の有無－貯蓄額階級・貯蓄の増減状況－減額階級別
- 第 14 表 世帯数，貯蓄の有無－貯蓄額階級・貯蓄の増減状況－減額理由（複数回答）別
- 第 15 表 世帯数，貯蓄の有無－貯蓄額階級・世帯業態・貯蓄の増減状況－減額理由（複数回答）別
- 第 16 表 世帯数，貯蓄の有無－貯蓄額階級・世帯構造・貯蓄の増減状況－減額理由（複数回答）別
- \* 第 17 表 世帯数，貯蓄の有無－貯蓄額階級・世帯類型－児童のいる世帯－65歳以上の者のいる世帯・貯蓄の増減状況－減額理由（複数回答）別
- 第 18 表 世帯数，貯蓄の有無－貯蓄額階級・世帯主の年齢（10歳階級）・貯蓄の増減状況－減額理由（複数回答）別
- 第 19 表 貯蓄の減った世帯数，貯蓄の減額階級・所得五分位階級・貯蓄の減額理由（複数回答）別

(表題の前に「\*」が付してある表は、新規作成表である。)

- 第 20 表 貯蓄の減った世帯数, 貯蓄の減額階級・世帯業態・貯蓄の減額理由(複数回答)別
- 第 21 表 貯蓄の減った世帯数, 貯蓄の減額階級・世帯構造・貯蓄の減額理由(複数回答)別
- \* 第 22 表 貯蓄の減った世帯数, 貯蓄の減額階級・世帯類型－児童のいる世帯－65歳以上の者のいる世帯・貯蓄の減額理由(複数回答)別
- 第 23 表 貯蓄の減った世帯数, 貯蓄の減額階級・世帯主の年齢(10歳階級)・貯蓄の減額理由(複数回答)別

#### 【借入金の状況】

- 第 24 表 世帯数－1世帯当たり平均借入金額, 世帯主の年齢(10歳階級)・借入金の有無－借入金額階級別
- 第 25 表 世帯数－1世帯当たり平均借入金額, 世帯業態・借入金の有無－借入金額階級別
- 第 26 表 世帯数－1世帯当たり平均借入金額, 世帯構造・借入金の有無－借入金額階級別
- \* 第 27 表 世帯数－1世帯当たり平均借入金額, 世帯類型－児童のいる世帯－65歳以上の者のいる世帯・借入金の有無－借入金額階級別
- 第 28 表 世帯数, 借入金の有無－借入金額階級・所得金額階級別
- 第 29 表 世帯数, 借入金の有無－借入金額階級・住居の種類・所得五分位階級別
- 第 30 表 世帯数, 貯蓄の有無－貯蓄額階級・世帯業態・借入金の有無－借入金額階級別
- 第 31 表 世帯数, 借入金の有無－借入金額階級・世帯構造・世帯主の年齢(10歳階級)別

#### 【65歳以上の者のいる世帯】

- 第 32 表 65歳以上の者のいる世帯数－1世帯当たり平均貯蓄額, 世帯構造・貯蓄の有無－貯蓄額階級別
- 第 33 表 65歳以上の者のいる世帯数, 世帯構造・貯蓄の増減状況－減額理由(複数回答)別
- 第 34 表 65歳以上の者のいる貯蓄の減った世帯数, 世帯構造・貯蓄の減額階級別
- 第 35 表 65歳以上の者のいる世帯数－1世帯当たり平均借入金額, 世帯構造・借入金の有無－借入金額階級別

#### 【高齢者世帯】

- 第 36 表 高齢者世帯数－1世帯当たり平均貯蓄額, 公的年金-恩給の総所得に占める割合・貯蓄の有無－貯蓄額階級別
- 第 37 表 高齢者世帯数, 公的年金-恩給の総所得に占める割合・貯蓄の増減状況－減額理由(複数回答)別
- 第 38 表 高齢者世帯数－1世帯当たり平均借入金額, 公的年金-恩給の総所得に占める割合・借入金の有無－借入金額階級別

#### 【児童のいる世帯】

- 第 39 表 児童のいる世帯数, 貯蓄の有無－貯蓄額階級・借入金の有無－借入金額階級別

(表題の前に「\*」が付してある表は、新規作成表である。)

- 第 40 表 児童のいる世帯数，世帯業態・貯蓄の増減状況－減額理由（複数回答）別
- 第 41 表 世帯数－1世帯当たり平均貯蓄額，児童の有－児童数－無・貯蓄の有無－貯蓄額階級別
- 第 42 表 世帯数－1世帯当たり平均借入金額，児童の有－児童数－無・借入金の有無－借入金額階級別
- 第 43 表 同居児童ありの女性のいる世帯数，世帯構造・末子の母の仕事の有無・貯蓄の有無－貯蓄額階級別
- 第 44 表 同居児童ありの女性のいる世帯数，末子の母の仕事の有－勤め先での呼称－無・末子の母の教育・貯蓄の有無－貯蓄額階級別

**【手助けや見守りを要する者のいる世帯】**

- 第 45 表 世帯数－1世帯当たり平均貯蓄額，手助けや見守りを要する者の有－日常生活の自立の状況－無・貯蓄の有無－貯蓄額階級別
- 第 46 表 世帯数，手助けや見守りを要する者の有－日常生活の自立の状況－無・貯蓄の増減状況－減額理由（複数回答）別
- 第 47 表 貯蓄の減った世帯数，貯蓄の減額階級・手助けや見守りを要する者の有無・貯蓄の減額理由（複数回答）別

**【入院・通院者のいる世帯】**

- 第 48 表 世帯数－1世帯当たり平均貯蓄額，入院者－通院者のいる世帯・貯蓄の有無－貯蓄額階級別
- 第 49 表 世帯数，入院者－通院者のいる世帯・貯蓄の増減状況－減額理由（複数回答）別

**【就業状況】**

- 第 50 表 世帯数，最多所得者の仕事の有－勤めか自営かの別－勤め先での呼称－無・貯蓄の有無－貯蓄額階級別
- 第 51 表 世帯数，最多所得者の仕事の有－勤めか自営かの別－勤め先での呼称－無・借入金の有無－借入金額階級別

**【生活意識の状況】**

- 第 52 表 世帯数，貯蓄の有無－貯蓄額階級・生活意識・借入金の有無－借入金額階級別